

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB11-9 r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

比較表

令和3年10月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

目 次

第4条	地震による損傷の防止
第5条	津波による損傷の防止
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)
第7条	不法な侵入等の防止
第8条	火災による損傷の防止
第9条	溢水による損傷の防止
第10条	誤操作の防止
<u>第11条</u>	<u>安全避難通路等</u>
第12条	安全施設
第14条	全交流動力電源喪失対策設備
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ
第24条	安全保護回路
第26条	原子炉制御室等 (第59条 原子炉制御室等)
第31条	監視設備 (第60条 監視測定設備)
第33条	保安電源設備
第34条	緊急時対策所 (第61条 緊急時対策所)
第35条	通信連絡設備 (第62条 通信連絡を行うために必要な設備)

注：（ ）内は重大事故等対処施設の該当条文

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>比較結果等をとまとめた資料</p> <p>1. 最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況（2017年3月以降）</p> <p>1-1)設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p> <p>1-2)設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p> <p>1-3)バックフィット関連事項</p> <p>なし</p> <p>1-4)その他</p> <p>女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要</p>			
<p>2-1)設備、運用又は体制の相違</p>			
<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>差異理由</p>	
<p>作業用照明（非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明） 非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）、並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p>	<p>作業用照明（運転保安灯又は無停電運転保安灯） 運転保安灯又は無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、無停電運転保安灯は専用の内蔵電池を備える設計とする。</p>	<p>設備の相違。 ・女川は、作業用照明のうち直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して照明を確保する設計。 ・泊は、作業用照明のうち無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備え、内蔵電池から給電して照明を確保する設計。</p>	
<p>可搬型照明は、内蔵電池にて点検可能な設計とし、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。可搬型照明は、作業開始前に準備可能な場所（緊急時対策所、事務建屋）</p>	<p>（記載なし。）</p>	<p>運用の相違。 ・女川は、全交流動力電源喪失時の緊急時対策所では可搬型照明に期待。 ・泊は、緊急時対策所用の非常用発電機より給電する。</p>	
<p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、常用母線又は非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には、非常用ディーゼル発電機又は内蔵電池から給電する。</p>	<p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には内蔵の蓄電池から給電する。</p>	<p>設備構成の相違。</p>	
<p>照明用電源は、モータコントロールセンタ等の所内低圧系統から原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。また、メタルクラッド開閉装置の所内高圧系統から緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p>	<p>照明用電源は、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び定検容コントロールセンタから変圧器を通して、建屋内等の照明設備へ給電する。</p>	<p>設備構成の相違。</p>	
<p>直流照明兼非常用照明又は直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に設置し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約15分間に余裕を考慮し24時間）においても点灯できるように蓄電池（非常用）から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続できる。</p>	<p>設備の相違。 ・女川の蓄電池（非常用）は、SA兼用であるため24時間供給可能。 ・泊の専用の内蔵電池は、電力の供給が代替非常用発電機から開始される約25分間においても内蔵電池からの給電により30分以上照明の点灯を継続できる設計。</p>	
<p>安全避難通路等は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。 (1)非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、外観検査及び性能検査を行う。 (2)可搬型照明は、緊急時対策所及び万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 (3)可搬型照明は、員数確認及び点灯確認を行う。</p>	<p>(1)可搬型照明は、定められた箇所に保管し、必要時、迅速に使用できるよう必要数を保管管理する。 (2)可搬型照明、作業用照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (3)作業用照明に係る保守管理に関する教育を実施する。 (4)可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。</p>	<p>運用の相違。 ・女川は、作業用照明、可搬型照明の教育・訓練に関して記載されていない。（別添の運用、手順説明資料も同様。） ・泊は、保守管理等の教育・訓練を実施する旨を記載。（別添資料3の技術的能力説明資料も同様。）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
2-2)設備箇所又は記載内容の相違			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
2. 追加要求事項に対する適合方針 2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出	2. 安全避難通路等 2.1 概要	記載箇所の相違。 ・女川は、別紙1に安全避難通路を記載。 ・泊は、別添資料1に作業場所の抽出を記載。	
3. 別紙 別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）	（記載なし。）	記載箇所の相違。 ・女川は、安全避難通路等について記載。 ・泊は、2項で記載。	
別紙2 現場操作の確認結果について	（記載なし。）	記載箇所の相違。 ・女川は、2項で抽出した場所の現場操作の確認結果を記載。 ・泊は、別添資料1に記載。	
（記載なし。）	別添資料1 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について	記載箇所の相違。 ・女川は、2項で記載。 ・泊は、2項の安全避難通路等に追記し、別添資料1を追加。	
（記載なし。）	別添資料2 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等	記載箇所の相違。 ・女川は、別紙1で記載。 ・泊は、2項安全避難通路等に追記し、別添資料2を追加。	
1.1.1.11 安全避難通路等	1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備	記載内容の相違。	
2-3)記載表現、設備名称の相違			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
1.2 適合のための基本方針	（記載なし。）	記載表現の相違。 ・女川は、追加設備の安全避難通路が、設置許可基準規則第1号及び第2号に適合していることを、別紙1の安全避難通路等に記載。 ・泊は、2項の安全避難通路等に、設置許可基準規則第1号及び第2号を記載。	
4.別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 安全避難通路等	3.技術的能力説明資料（別添資料3）安全避難通路等	記載表現の相違。 泊は、別添資料1、別添資料2が追加となったため、別添資料から別添資料3に変更。	
(3)適合性説明 第1項第3号について 作業用照明について	(3)適合性説明 第1項第3号について 作業用照明について	記載表現の相違。 ・女川は、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して、交流電源が供給開始されるまでの間、照明を確保することを整理。 ・泊は、無停電運転保安灯の専用の内蔵電池から給電して、交流電源が供給開始されるまでの間、必要な操作場所やアクセスルートの照明を確保することを整理。	
(3)適合性説明 第1項第3号について 可搬型照明について	(3)適合性説明 第1項第3号について 可搬型照明について	記載表現の相違。 ・女川、泊も、作業用照明設置箇所以外で対応が必要となった場合に備えて、可搬型照明を中央制御室に配備することを整理。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2-3)記載表現、設備名称の相違</p>			
<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>差異理由</p>	
<p>1.5 設備等（手順等含む） 照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。また、所内高圧系統より、緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む） 照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内（原子炉格納容器内及びアニュラス部を含む。）、原子炉補助建屋内、燃料取扱棟内、タービン建屋内及び水中照明設備（以下、「建屋内等の照明設備」という。）へ給電する。</p>	<p>項番号の相違。 設備名称の相違。</p>	
<p>10.11.3.1 照明設備 非常用照明は、～昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p>	<p>10.11.3.1 照明設備 運転保安灯又は、～昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違。 ・女川は、操作に必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間、蓄電池（非常用）から給電して点灯可能としている。 ・泊は、無停電運転保安灯に備えた専用の内蔵電池から給電して点灯可能としている。</p>	
<p>2. 追加要求事項に対する適合方針 2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p>	<p>別添資料1 泊発電所3号炉設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p>	<p>記載表現の相違。 ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。</p>	
<p>2.3 可搬型照明の設計方針 作業用照明により、～ 交換周期を定めて維持管理する。</p>	<p>2.3 可搬型照明について 仮に、その他の現場作業が必要となった場合に備え、～</p>	<p>記載表現の相違。 ・女川は、複数の可搬型照明を用意し、維持管理する旨を整理。 ・泊は、10.11.4項手順等で可搬型照明の保管・保守管理することを記載。</p>	
<p>別紙1 新規基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について</p>	<p>2. 安全避難通路等</p>	<p>記載表現の相違。 ・女川は、追加設備の緊急時対策建屋に設置許可基準第1号及び2号に適合するように設計することを記載。 ・泊は、設置許可基準第1号及び2号について概要を記載。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第11条：安全避難通路等について <目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.4 気象等</p> <p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>3. 別紙</p> <p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>別紙2 現場操作の確認結果について</p>	<p>第11条 安全避難通路等 <目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 作業照明について</p> <p>2.3 可搬型照明について</p>	<p>第11条 安全避難通路等 <目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 作業用照明について</p> <p>2.3 可搬型照明について</p>	<p>記載表現の相違。 ・泊は、2項の安全避難通路等に記載。</p> <p>項番号の相違。 記載表現の相違。 ・女川は、本文に記載。</p> <p>項番号の相違。 項番号の相違。</p> <p>記載箇所の相違。 ・女川は、別紙1に安全避難通路を記載。 ・泊は、別添資料1に作業場所の抽出を記載。</p> <p>記載表現相違。</p> <p>記載表現の相違。</p> <p>記載箇所の相違。</p> <p>別紙1について ・女川は、安全避難通路等について記載。 ・泊は、2項で記載。</p> <p>別紙2について ・女川は、2項で抽出した場所の現場操作の確認結果を記載。 ・泊は、別添資料1に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>4. 別添 女川原子力発電所2号炉 運用, 手順説明資料 安全避難通路等</p>	<p>(別添資料1) 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>(別添資料2) 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料3) 安全避難通路等</p>	<p>(別添資料1) 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>(別添資料2) 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等について</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料3) 安全避難通路等</p>	<p>記載箇所の相違。 別添資料1について ・女川は、2項で記載。 ・泊は、2項安全避難通路等に追記して別添資料1を追加。</p> <p>別添資料2について ・女川は、別紙1で記載。 ・泊は、2項安全避難通路等に追記して別添資料2を追加。</p> <p>項番号の相違。 記載表現の相違。 ・泊は、別添資料1、別添資料2が追加となったため、別添資料から別添資料3に変更。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、1項以降に記載。 ・泊は、概要を記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉

1. 基本方針
 1.1 要求事項の整理
 安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（第1表）

第1表 設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第11条（安全避難通路等） 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	第13条（安全避難通路等） 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 変更なし 追加要求事項

泊発電所3号炉

1. 基本方針
 1.1 要求事項の整理
 安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（表1）。

表1 設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第11条（安全避難通路等） 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	第13条（安全避難通路等） 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項

大飯発電所3/4号炉

1. 基本方針
 1.1 要求事項の整理
 安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（表1）。

表1 設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第11条（安全避難通路等） 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	第13条（安全避難通路等） 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>また、新規基準対応に伴い、新たに耐火壁及び防火扉を設ける場所については、新たな配置に応じた安全避難通路を確保するとともに、その位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明を設置する設計とする。</p> <p>なお、新規基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について、別紙1に示す。</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する設計とする。非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）、並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.：11条-7~31）】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.11 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故が発生した場合に用いる照明を設ける設計とする。【説明資料（2.：11条-7~31）】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>原子炉施設には、位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、運転保安灯又は無停電運転保安灯を設置する設計とする。運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計するとともに、無停電運転保安灯は専用の内蔵電池を備える設計とする。また、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要となった場合に備え、可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.1:P11-1-10, 11）（2.2:P11-1-12~16）（2.3:P11-1-17）】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 基本方針</p> <p>1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故が発生した場合に用いる照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P11-1-10, 11）】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>原子炉施設には、位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として専用の内蔵電池を備える作業用照明を設ける設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合や、作業用照明電源の枯渇後の対応等仮設照明の準備に時間的余裕がある場合には、可搬型照明も活用する。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13 ~ 15）（2.2:P2-11-16 ~ 22）（2.3:P2-11-23, 24）】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1.10 安全設計の基本方針</p> <p>避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13~15）】</p>	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、追加設備の安全避難通路が、設置許可基準規則第1号及び2号に適合していることを、別紙1の安全避難通路等に記載。 ・泊は、2項の安全避難通路等に、設置許可基準規則第1号及び2号を記載。 <p>項番号の相違。</p> <p>記載表現の相違。</p> <p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明のうち直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して照明を確保する設計。 ・泊は、作業用照明のうち無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備え、内蔵電池から給電して照明を確保する設計。 <p>記載表現の相違。</p> <p>記載内容の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、通信連絡設備の該当条文中に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(3)適合性説明 (安全避難通路等) 第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等) 第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等) 第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>記載表現の相違。</p>
<p>適合のための設計方針 第1項第1号について 発電用原子炉施設の建屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針 第1項第1号について 原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針 第1項第1号について 原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p>	<p>記載表現の相違。 ・泊は、建屋内（中央制御室等）から屋外へ退避できる旨を整理。</p>
<p>第1項第2号について 非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p>	<p>第1項第2号について 非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p>	<p>第1項第2号について 非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p>	<p>記載表現の相違。 ・女川は、非常灯及び誘導灯は非常用ディーゼル発電機からも供給されている旨を整理。</p>
<p>第1項第3号について 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。</p>	<p>第1項第3号について 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯又は無停電運転保安灯を設置する設計とする。</p>	<p>第1項第3号について 設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p>	<p>設備の相違。 ・女川は、作業用照明のうち直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して照明を確保する設計。 ・泊は、作業用照明のうち無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備え、内蔵電池から給電して照明を確保する設計。</p>
<p>また、作業場所までの移動等に必要照明として、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p>			<p>記載表現の相違。 ・P11-10に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室で操作が困難な場合に必要となる操作を行う中央制御室外原子炉停止操作室等に設置する。また、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、非常用高圧母線又は非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</p> <p>直流照明兼非常用照明又は直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び計測制御電源室等に設置する。直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、作業開始前に準備可能な場所（緊急時対策所、事務建屋）に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料（2.：11条-7～31）】</p> <p>1.4 気象等 該当なし</p>	<p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できるよう、専用の内蔵電池を備える。運転保安灯又は無停電運転保安灯は、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及びこれらへのアクセスルート（以下、「中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等」という。）に設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるよう、非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.1:P11-1-10,11）（2.2:P11-1-12～16）】</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能である。また、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要となった場合に備え、初動操作に対応する運転員が常駐している中央制御室に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.1:P11-1-10,11）（2.3:P11-1-17）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>作業用照明は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できるよう、専用の内蔵電池を備える。この作業用照明は、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気・主給水管室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等及びこれらへのアクセスルート（以下「中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等」という。）に設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能である。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合の対応を考慮し、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室等に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間（3日以内）までに十分準備できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して、交流電源が供給開始されるまでの間、照明を確保することを整理。 ・泊は、無停電運転保安灯の専用の内蔵電池から給電して、交流電源が供給開始されるまでの間、必要な操作場所やアクセスルートの照明を確保することを整理。 <p>記載表現の相違。</p> <p>運用の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、全交流動力電源喪失時の緊急時対策所では可搬型照明に期待。 ・泊は、緊急時対策所の非常用発電機より給電。 <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川も泊も、作業用照明設置箇所以外で対応が必要となった場合に備えて、可搬型照明を中央制御室に配備することを整理。 <p>項番号の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.11 安全避難通路等</p> <p>10.11.1 概要</p> <p>照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。また、所内高圧系統より、緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、常用母線又は非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。</p> <p>【説明資料（2.2:P11-11～12）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。</p> <p>非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.2:P11-9～29）】</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>上記以外で、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.2:P11-30～31）】</p> <p>10.11.2 設計方針</p> <p>安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。</p> <p>【説明資料（2.2:P11-11～12）（別紙1）】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.11 安全避難通路等</p> <p>10.11.1 概要</p> <p>照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内（原子炉格納容器内及びアニュラス部を含む。）、原子炉補助建屋内、燃料取扱棟内、タービン建屋内等及び水中照明設備（以下、「建屋内等の照明設備」という。）へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合に内蔵の蓄電池から給電する。</p> <p>【説明資料（2.1:P11-1-10,11）（2.2:P11-1-12～16）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯又は無停電運転保安灯を中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等に設置する。無停電運転保安灯は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能となる設計とする。</p> <p>運転保安灯又は無停電運転保安灯の配置場所の概要については第10.11.1図に示す。</p> <p>【説明資料（1.4:P11-1-9）（2.1:P11-1-10,11）（2.2:P11-1-12～16）】</p> <p>また、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要となった場合に備え、可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P11-1-17）】</p> <p>10.11.2 設計方針</p> <p>安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。</p> <p>【説明資料（2.1:P11-1-10,11）】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.11 安全避難通路等</p> <p>10.11.1 概要</p> <p>照明用電源は、所内低圧系より、原子炉格納容器（アニュラス部を含む。）、原子炉補助建屋内、タービン建屋内及び水中照明設備（以下「建屋内等の照明設備」という。）へ給電する。</p> <p>中央制御室及び避難通路等への非常用照明は、非常用母線から給電する。さらに、避難通路を確保するために蓄電池内蔵型の非常灯及び誘導灯を設ける。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等に設置する。作業用照明は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能となる設計とする。作業用照明の配置場所の概要については第10.11.1図及び第10.11.2図に示す。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>また、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>10.11.2 設計方針</p> <p>安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。</p> <p>さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）】</p>	<p>項番号の相違。</p> <p>設備名称の相違。</p> <p>設備構成の相違。</p> <p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明のうち直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して照明を確保する設計。 ・泊は、作業用照明のうち無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備え、内蔵電池から給電して照明を確保する設計。 <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明の電源構成を記載。 ・泊は、作業用照明を配置する場所を記載。 <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川も泊も、作業用照明設置箇所以外で対応が必要となった場合に備えて、可搬型照明を中央制御室に配備することを整理。 <p>記載表現の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.11.3 主要設備</p> <p>10.11.3.1 照明設備</p> <p>照明用電源は、モータコントロールセンタ等の所内低圧系統から原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。また、メタルクラッド開閉装置の所内高圧系統から緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、常用母線又は非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。 【説明資料 (2.2:P11-11~12)】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。</p> <p>【説明資料 (2.2:P11-9~29)】</p> <p>非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように、非常用母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>直流照明兼非常用照明及び直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能なように蓄電池（非常用）からの電力を供給できる設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は非常用低圧母線からの給電により充電状態で待機する設計とする。</p> <p>これらの作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる場所及びアクセスルートの照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p>	<p>10.11.3 主要設備</p> <p>10.11.3.1 照明設備</p> <p>照明用電源は、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び定検用コントロールセンタから変圧器を通して、建屋内等の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には内蔵の蓄電池から給電する。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯又は無停電運転保安灯を中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等に設置する。</p> <p>【説明資料 (2.1:P11-1-10, 11) (2.2:P11-1-12~16)】</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により30分間以上点灯を継続する。</p> <p>この運転保安灯又は無停電運転保安灯により、設計基準事故で操作が必要となる中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等の照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P11-1-10, 11) (2.2:P11-1-12~16)】</p>	<p>10.11.3 主要設備</p> <p>10.11.3.1 照明設備</p> <p>照明用電源は、パワーセンタ、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び所内コントロールセンタから変圧器を通して、建屋内等の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室、避難通路等への非常用照明は、非常用母線から給電する。さらに、居室、避難通路に設置される非常灯及び誘導灯は、全交流動力電源喪失時に内蔵の蓄電池から給電する。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等に設置する。 【説明資料 (2.1:P2-11-13~15) (2.2:P2-11-16~22)】</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電する。また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により30分間以上点灯を継続する。</p> <p>この作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等の照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。 【説明資料 (2.1:P2-11-13~15) (2.2:P2-11-16~22)】</p>	<p>設備構成の相違。</p> <p>設備構成の相違。</p> <p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明のうち直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して照明を確保する設計。 ・泊は、作業用照明のうち無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備え、内蔵電池から給電して照明を確保する設計。 <p>記載表現の相違。</p> <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、操作に必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間、蓄電池（非常用）から給電して点灯可能としている。 ・泊は、無停電運転保安灯に備えた専用の内蔵電池から給電して点灯可能としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、緊急時対策所における全交流動力電源喪失時における緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、以下のとおり配備する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保するために、発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が持参し、作業開始前に準備可能なように事務建屋に配備する。</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保するために、事故対応時に発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明(内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等)を活用する。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料 (2.2:P11-30~31)】</p>	<p>また、設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能であるが、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要となった場合に備え、初動操作に対応する運転員が常駐する中央制御室に、懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料 (2.3:P11-1-17)】</p>	<p>また、設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能であるが、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合の対応を考慮し、初動操作に対応する運転員が滞在する中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室、事務所に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料 (2.3:P2-11-23, 24)】</p> <p>外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間(3日以内)までに十分準備できるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料 (2.1:P2-11-13~15) (2.3:P2-11-23, 24)】</p>	<p>運用の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、全交流動力電源喪失時の緊急時対策所では可搬型照明に期待。 ・泊は、緊急時対策所の非常用発電機より給電。 <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川も泊も、作業用照明設置箇所以外で対応が必要となった場合に備えて、可搬型照明を中央制御室に配備することを整理。
<p>10.11.4 手順等</p> <p>安全避難通路等は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、外観検査及び性能検査を行う。</p> <p>(2) 可搬型照明は、緊急時対策所及び万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。</p> <p>(3) 可搬型照明は、員数確認及び点灯確認を行う。</p>	<p>10.11.4 手順等</p> <p>(1) 可搬型照明は、定められた箇所に保管し、必要時、迅速に使用できるよう必要数を保管管理する。</p> <p>(2) 可搬型照明、作業用照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(3) 作業用照明に係る保守管理に関する教育を実施する。</p> <p>(4) 可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。</p>	<p>10.11.4 手順等</p> <p>(1) 可搬型照明は、定められた箇所に保管し、必要時、迅速に使用できるよう必要数を保管管理する。</p> <p>(2) 可搬型照明及び作業用照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(3) 作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(4) 可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を行う。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料 (P2-11-41~43)】</p>	<p>記載表現の相違。</p> <p>運用の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明、可搬型照明の教育・訓練に関して記載されていない。(別添の運用、手順説明資料も同様。) ・泊は、保守管理等の教育・訓練を実施する旨を記載。(別添資料3の技術的能力説明資料も同様。)

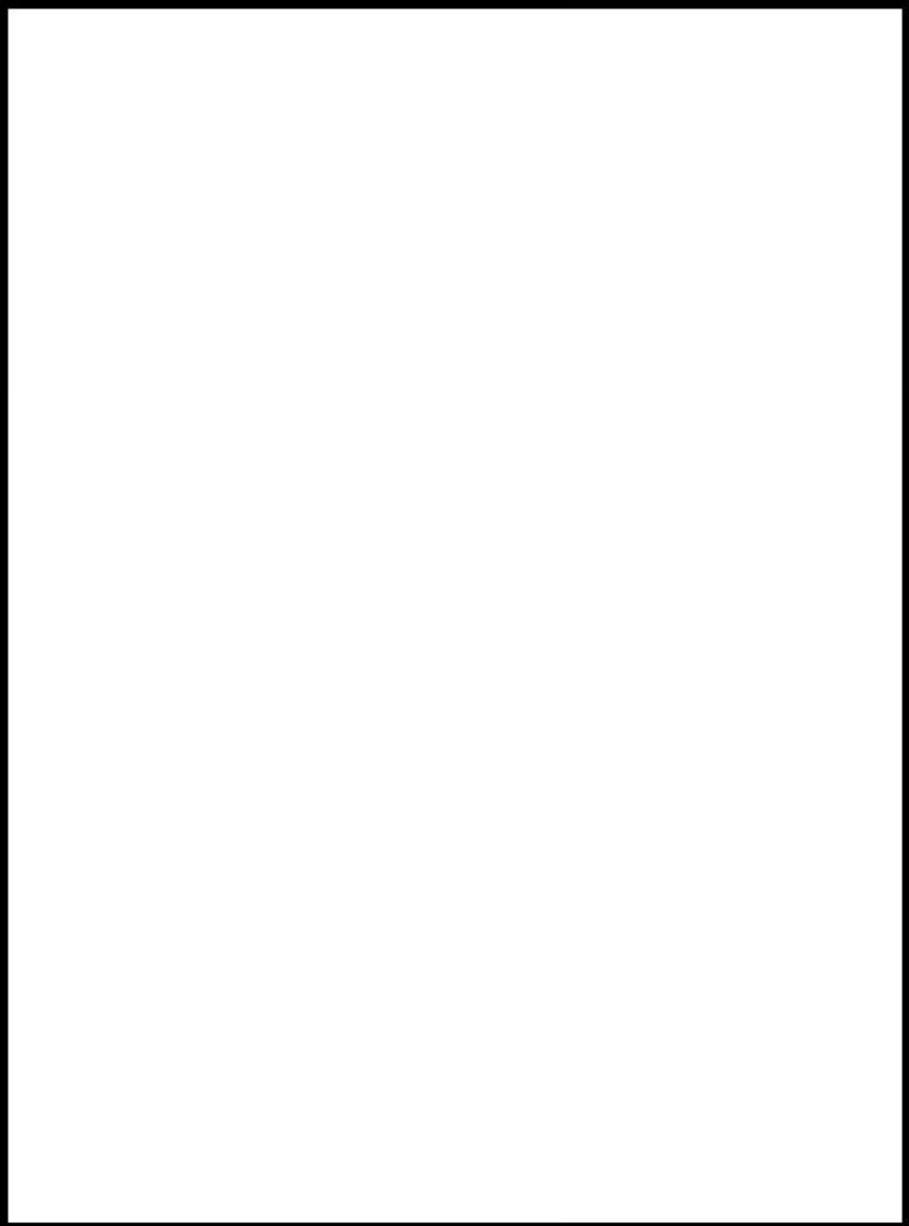

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">【別添資料(11-別-1, 2)】</p>		<p>記載表現の相違。</p>

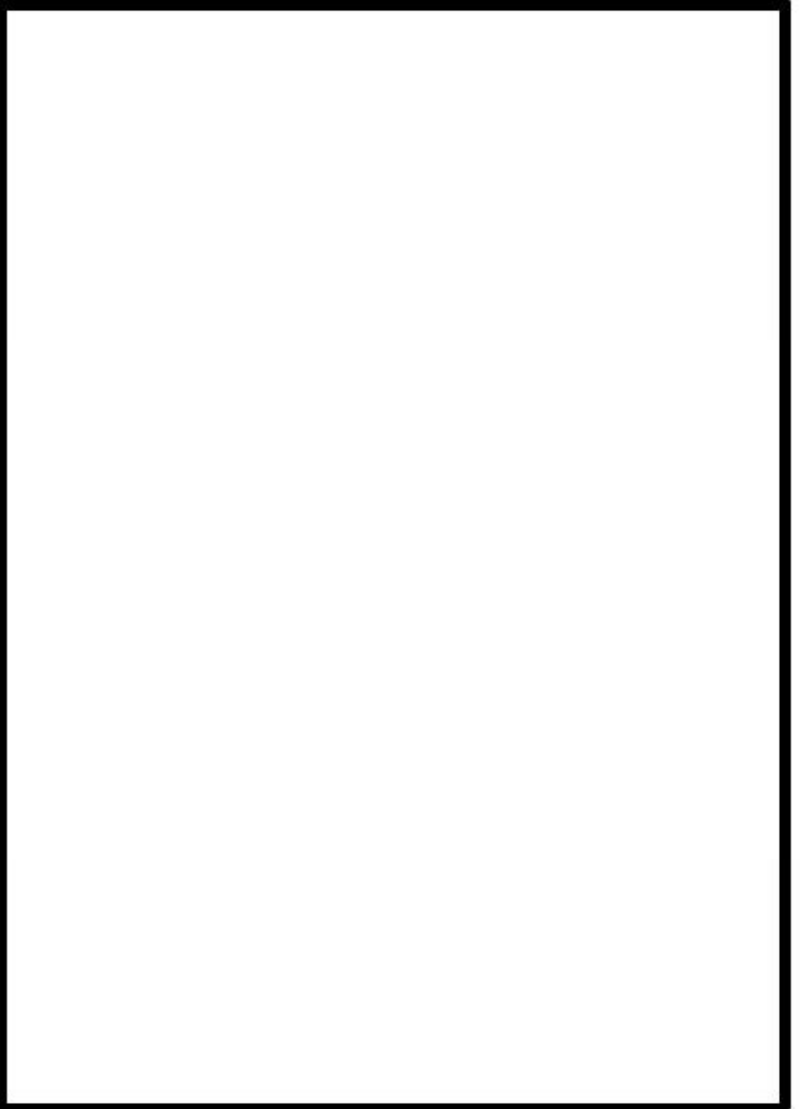
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	 <p data-bbox="1003 1371 1762 1402">第10.11.1図 運転保安灯又は無停電運転保安灯配置場所概要図</p> <p data-bbox="967 1430 1567 1455">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p data-bbox="1952 1371 2451 1402">第10.11.1図 作業用照明配置図（1階から3階）</p> <p data-bbox="1857 1430 2534 1455">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p data-bbox="2626 226 2748 252">設備の相違。</p> <ul data-bbox="2626 268 2887 447" style="list-style-type: none"> ・設備配置が違うため、照明配置の相違であるが作業に必要な場所に照明を配置していることは同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		 <p data-bbox="1932 1308 2442 1335">第10.11.2図 作業用照明配置図（4階から5階）</p> <div data-bbox="1852 1377 2585 1415" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備配置が違いため、照明配置の相違であるが作業に必要な場所に照明を配置していることは同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所、及び安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所を第2.1-1 図のとおり抽出し、第2.1-1 表のとおり、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、現場機器室、緊急時対策所及び現場機器室へのアクセスルートに、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <div data-bbox="133 703 875 1543" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p style="text-align: center;">第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p>	<p style="text-align: right;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>1. 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」について、事故対応に必要な運転員の操作ならびに作業場所について表1-1、表1-2に整理した。</p> <p>表1-1、表1-2より設計基準事故発生時に、運転員が事故対応のための作業が生じる場合とは、原子炉冷却材喪失等における中央制御室での原子炉停止・冷却操作及び蒸気発生器伝熱管破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作（主蒸気管室）であることから、設置許可基準規則第11条3号における設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明は、中央制御室以外では主蒸気管室及び中央制御室からのアクセスルートが該当する。</p> <p>（表1「作業用照明の主な設置箇所」の下線部）</p> <p>また、上記の場所に加えて、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及び各機器へのアクセスルートに作業用照明を設置する設計としている。</p> <p>なお、これらの設計には、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所も含まれている。</p>	<p style="text-align: right;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>1. 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」について、事故対応に必要な運転員の操作ならびに作業場所について表1-1、表1-2に整理した。</p> <p>表1-1、1-2より設計基準事故発生時に、運転員が事故対応のための作業が生じる場合とは、原子炉冷却材喪失等における中央制御室での原子炉停止・冷却操作及び蒸気発生器伝熱管破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作（主蒸気・主給水管室）であることから、設置許可基準規則第11条3号における設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）は、中央制御室以外では主蒸気・主給水管室及び中央制御室からのアクセスルートが該当する（「表1 作業用照明の主な設置箇所」の下線部）。</p> <p>また、上記の場所に加えて、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室ならびに安全系の計装盤等が配置されている1次系継電器室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室、全交流動力電源喪失発生時におけるプラント冷却操作に必要なタービン動補助給水ポンプ室及びこれらへのアクセスルートに作業用照明を設置する設計としており、上記の設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）の設置範囲より拡大して設置する方針としている。</p> <p>なお、これらの設計には、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所も含まれている。</p>	<p>女川と泊の比較のため、別添資料1を記載。</p> <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

第2.1-1表 作業用照明が必要となる作業場所

選定項目	作業用照明が必要となる作業場所 ()内は動線上の必要となる作業用照明配置図 2号炉各建屋の頁番号
①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作	<発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室 ^{※1} (1)
②設計基準事故発生時に必要な操作	<設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室 ^{※1} (1)
③第八条（火災による損傷の防止）：内部火災発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・区分Ⅰ非常用電気品室 (1, 7, 9, 11) ・区分Ⅱ非常用MCC室 (1, 7, 9, 11) ・トラス室 (1, 2, 3, 6, 9, 11, 12) <原子炉保護系電源「断」操作> ・計測制御電源 (A), (B) 室 (1, 2, 3, 4) <中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1, 2, 3, 4) <中央制御室外気取入ダンパの開操作> ・計測制御電源 (A), (B) 室 (1, 2, 3, 4) ・空調機械 (A) 室 (1, 2, 3, 4, 5)
④第九条（溢水による損傷の防止等）：内部溢水発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<想定破損時の系統切替操作> ・原子炉建屋地上1階通路 (1, 2, 3, 6, 9) ・RHRポンプ (A), (B) 室 (1, 2, 3, 6, 9, 11, 12, 13) ・A, B系ベネバルブ室 (1, 2, 3, 6, 9, 10) ・RHR熱交換器 (A), (B) 室 (1, 2, 3, 6, 9) ・上部トラス室 (1, 2, 3, 6, 9, 11, 12) ・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室 (1, 2, 3, 6, 9, 8)
⑤第十二条（安全施設）：静的機器の単一故障発生時に必要な操作及び復旧作業を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・トラス室 (1, 2, 3, 6, 9, 11, 12)
⑥第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場機器室	<非常用ディーゼル発電機の起動失敗確認及び現場盤での起動操作> ・非常用ディーゼル発電機 (A), (B) 室 (1, 7, 9) ・区分Ⅰ及び区分Ⅱ非常用D/G制御盤室 (1, 7, 9) ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室 (1, 7, 9) ・区分Ⅲ非常用D/G制御盤室 (1, 7, 9) <交流電源喪失時における負荷抑制操作> ・計測制御電源 (A), (B) 室 (1, 2, 3, 4)
⑦第二十六条（原子炉制御室等）：中央制御室退避事象時に必要な操作を実施する現場機器室	<中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1, 2, 3, 4)
⑧第三十四条（緊急時対策所）： ②～⑦に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所	・緊急時対策所 ^{※2} (緊急時対策建屋 1, 2, 3)
⑨中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	・通路 (1～13)

※1 必要な運転操作を別紙2に示す

※2 屋外からの動線は、「61条緊急時対策所 61-9緊急時対策所について（被ばく評価除く）」参照

表1-1 「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所

	項目	事故対応に必要な操作	作業場所
炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室
	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室
	制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室
	原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室
	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	原子炉冷却材流量の部分喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。
原子炉冷却材系の停止ループの誤作動		原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室
外部電源喪失		原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室
	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室

表1-1 「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所

	項目	事故対応に必要な操作	作業場所
炉内反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室
	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室
	制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室
	原子炉冷却材中のほう素の異常な変化	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室
炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	原子炉冷却材流量の部分喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室
	原子炉冷却系の停止ループの誤作動	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室
	外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室

記載表現の相違。

- ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。
- ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化</td> <td>蒸気負荷の異常な増加 手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却系の異常な減圧 非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器への過剰給水 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化</td> <td>負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出力運転中の非常用炉心冷却系の誤作動 原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤作動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	蒸気負荷の異常な増加 手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室		2次冷却系の異常な減圧 非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室		蒸気発生器への過剰給水 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室		原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室		出力運転中の非常用炉心冷却系の誤作動 原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤作動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。	中央制御室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水流量喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>蒸気負荷の異常な増加</td> <td>手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>2次冷却系の異常な減圧</td> <td>非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器への過剰給水</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化</td> <td>負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	蒸気負荷の異常な増加	手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室	2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室		原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																											
炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	蒸気負荷の異常な増加 手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室																																											
	2次冷却系の異常な減圧 非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
	蒸気発生器への過剰給水 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
	原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
	出力運転中の非常用炉心冷却系の誤作動 原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤作動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。	中央制御室																																											
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																											
主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
蒸気負荷の異常な増加	手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室																																											
2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											
	原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																											
	<p>表1-2「事故」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1" data-bbox="967 348 1786 1495"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の喪失</td> <td>炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td> <td>原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>主給水管破断</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材流量の喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室	<p>表1-2「事故」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1" data-bbox="1840 273 2594 1079"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量喪失</td> <td>炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td> <td>原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材流量の喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												
主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未達となり安全に保たれる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>環境への放射性物質の異常な放出</td> <td>放射性気体廃棄物処理施設から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未達となり安全に保たれる。	中央制御室	反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	環境への放射性物質の異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水管破断</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管破断</td> <td>非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未達となり安全に保たれる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室	主蒸気管破断	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未達となり安全に保たれる。	中央制御室	反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																									
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未達となり安全に保たれる。	中央制御室																									
反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																									
環境への放射性物質の異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																									
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																									
主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室																									
主蒸気管破断	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未達となり安全に保たれる。	中央制御室																									
反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境への放射性物質の異常な放出</td> <td> 破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。 </td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td> 使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。 </td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>制御棒飛び出し</td> <td>上記、「制御棒飛び出し」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化</td> <td> 原子炉冷却材喪失 可燃性ガスの発生 </td> <td> 中央制御室 中央制御室 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	環境への放射性物質の異常な放出	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 可燃性ガスの発生	中央制御室 中央制御室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管破損</td> <td> 破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。 </td> <td>中央制御室 主蒸気・主給水管室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td> 使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。 </td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒飛び出し</td> <td>上記、「制御棒飛び出し」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化</td> <td> 原子炉冷却材喪失 可燃性ガスの発生 </td> <td> 中央制御室 中央制御室 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 可燃性ガスの発生	中央制御室 中央制御室	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																								
環境への放射性物質の異常な放出	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室																																								
燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																																								
原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																								
制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室																																								
原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 可燃性ガスの発生	中央制御室 中央制御室																																								
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																								
蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室																																								
燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																																								
原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																								
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																								
制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室																																								
原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 可燃性ガスの発生	中央制御室 中央制御室																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																								
	<p>表1 作業用照明の主な設置箇所（※まとめ資料に記載している表1を再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）	プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>表1 作業用照明の主な設置箇所（※まとめ資料に記載している表1を再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）	プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、添付十の安全解析から必要とされる操作場所と、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作場所をフロー図にして抽出している。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。
選定項目	設置箇所																										
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）																										
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																										
電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）																										
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）																										
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																										
選定項目	設置箇所																										
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）																										
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																										
電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）																										
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）																										
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																							
<p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する設計とする。（第2.2-1表）</p> <p>非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>また、非常用照明は、外部電源喪失により常用照明が停電した場合においても適切な運転操作が可能となるように、中央制御室、原子炉建屋各階等に設置する設計とする。なお、外部電源喪失時に、確認、操作が必要となる計測制御電源室、非常用電源の供給元となる非常用ディーゼル発電機室（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機室を含む）及び蓄電池室については、非常用照明を主な照明とする。</p> <p>直流照明兼非常用照明又は直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に設置し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約15分間に余裕を考慮し24時間）においても点灯できるように蓄電池（非常用）から電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用照明、直流照明兼非常用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行える照度を有する設計とする。また、直流照明は中央制御室の直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能な照度を有する設計とする。</p> <p>非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、建築基準法施行令第126条の五に準拠した非常灯と同等以上の照度※を有する設計とする。</p> <p>第2.2-1表 作業用照明の種類、給電元及び設置場所について</p> <table border="1" data-bbox="133 1333 934 1816"> <thead> <tr> <th>照明の種類</th> <th>給電元</th> <th>設置場所</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用照明 （蛍光灯、白熱灯、水銀灯）</td> <td>共通用低圧母線</td> <td>現場機器室 アクセスルート</td> <td>通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用照明【作業用照明】 （蛍光灯、白熱灯、水銀灯）</td> <td>非常用低圧母線 （所内低圧系統）</td> <td>中央制御室 現場機器室 アクセスルート</td> <td>常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 （所内高圧系統）</td> <td>緊急時対策建屋</td> <td>緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>直流照明兼非常用照明 【作業用照明】</td> <td>非常用直流電源設備 （非常用低圧母線（区分Ⅱ）） （125V蓄電池2B）</td> <td>中央制御室 現場機器室</td> <td>全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>直流照明【作業用照明】</td> <td>非常用直流電源設備 （非常用低圧母線（区分Ⅰ）） （125V蓄電池2A）</td> <td>中央制御室</td> <td>直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建築基準法施行令第126条の五で定められている照度は1lx以上</p> <p>第2.2-1図に作業用照明電源系統図、第2.2-2図に作業用照明装置、第2.2-3図に作業用照明配置図を示す。</p>	照明の種類	給電元	設置場所	用途	常用照明 （蛍光灯、白熱灯、水銀灯）	共通用低圧母線	現場機器室 アクセスルート	通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置	非常用照明【作業用照明】 （蛍光灯、白熱灯、水銀灯）	非常用低圧母線 （所内低圧系統）	中央制御室 現場機器室 アクセスルート	常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置	非常用高圧母線 （所内高圧系統）	緊急時対策建屋	緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置	直流照明兼非常用照明 【作業用照明】	非常用直流電源設備 （非常用低圧母線（区分Ⅱ）） （125V蓄電池2B）	中央制御室 現場機器室	全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置	直流照明【作業用照明】	非常用直流電源設備 （非常用低圧母線（区分Ⅰ）） （125V蓄電池2A）	中央制御室	直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置	<p>2.2 作業用照明について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯又は無停電運転保安灯を設置している。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続できる。</p> <p>この運転保安灯又は無停電運転保安灯は、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及びこれらへのアクセスルートに設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるよう、非常灯（※建築基準法に基づき設置）と同等以上の照度を有している。</p> <p>図1に作業用照明電源系統図、図2に無停電運転保安灯装置、図3に運転保安灯又は無停電運転保安灯配置図を示す。</p>	<p>2.2 作業用照明について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。作業用照明装置は図1の通り。</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電する。電源の系統図は図2の通り。また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続できる。</p> <p>この蓄電池内蔵の作業用照明は、図3の作業用照明配置図のようにプラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室等、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気・主給水管室等、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等及びこれらへのアクセスルートに設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>なお、作業用照明は定期的な点検や交換を行うことにより、必要な機能を維持する。</p>	<p>記載表現の相違。</p> <p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明のうち直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）から給電して照明を確保する設計。 ・泊は、作業用照明のうち無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備え、内蔵電池から給電して照明を確保する設計。 <p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の蓄電池（非常用）はSA兼用であるため24時間供給可能。 ・泊の専用の内蔵電池は、電力の供給が代替非常用発電機から開始される約25分間においても内蔵電池からの給電により30分間以上照明の点灯を継続できる設計。 <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、事故対応時に作業用照明に給電される電源系統及び設置場所について整理。 ・泊も同様。 <p>記載表現の相違。</p>
照明の種類	給電元	設置場所	用途																							
常用照明 （蛍光灯、白熱灯、水銀灯）	共通用低圧母線	現場機器室 アクセスルート	通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置																							
非常用照明【作業用照明】 （蛍光灯、白熱灯、水銀灯）	非常用低圧母線 （所内低圧系統）	中央制御室 現場機器室 アクセスルート	常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置																							
	非常用高圧母線 （所内高圧系統）	緊急時対策建屋	緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置																							
直流照明兼非常用照明 【作業用照明】	非常用直流電源設備 （非常用低圧母線（区分Ⅱ）） （125V蓄電池2B）	中央制御室 現場機器室	全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置																							
直流照明【作業用照明】	非常用直流電源設備 （非常用低圧母線（区分Ⅰ）） （125V蓄電池2A）	中央制御室	直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

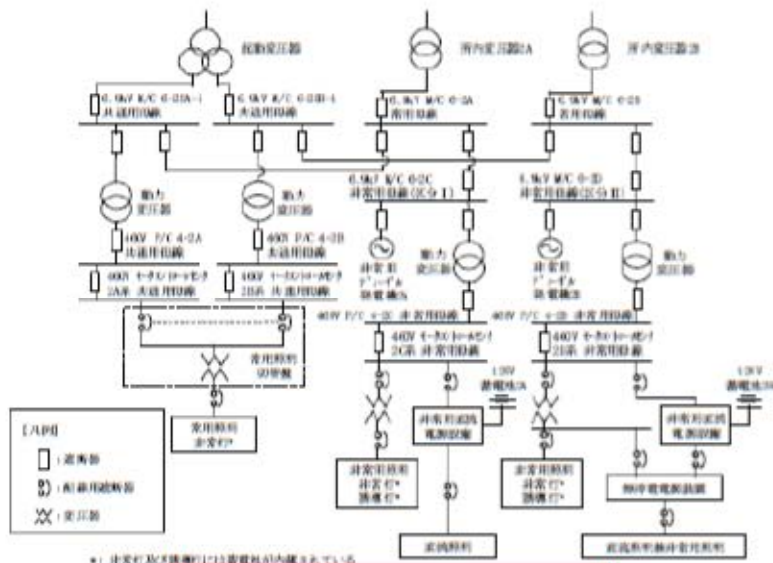


図2.2-1 図 作業用照明電源系統図(2号炉)(1/2)

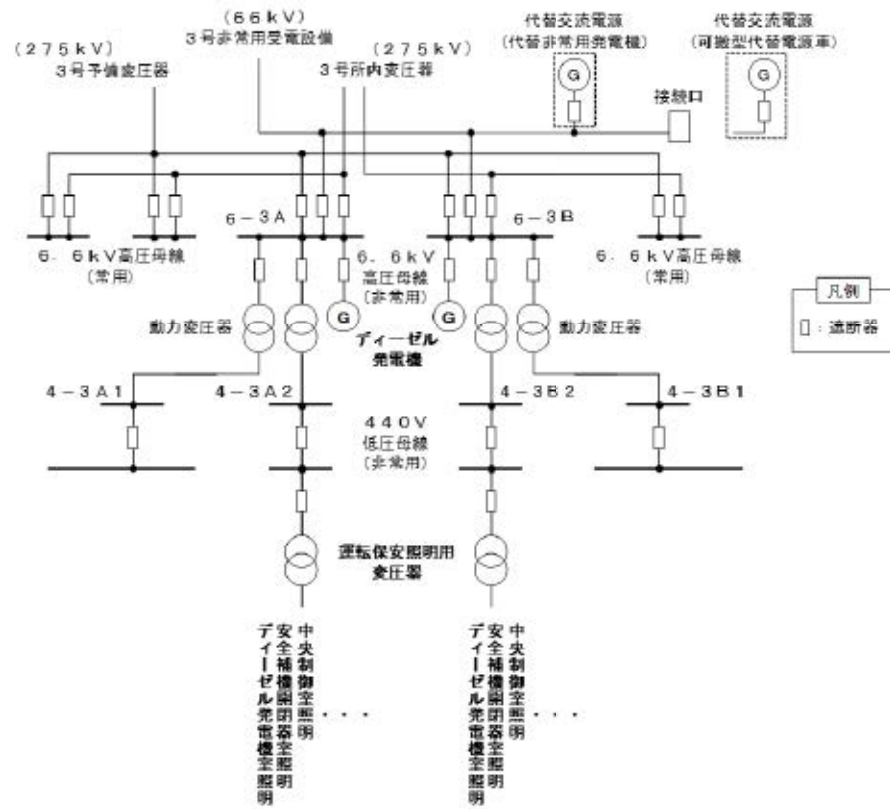
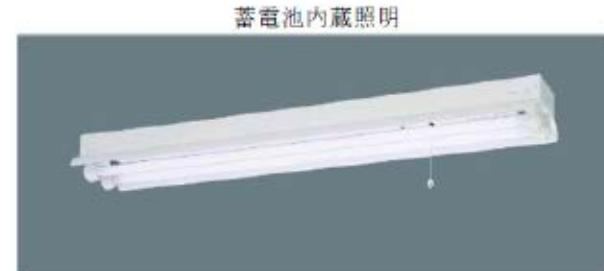


図1 作業用照明電源系統図



- 仕様
 外部電源（交流）使用時
 ・ 電圧：交流 200V
 ・ 消費電力：40W
 蓄電池（直流）使用時
 ・ 電圧：直流 7.2V
 ・ 消費電力：40W
 ・ 点灯時間：30分間以上

図1 作業用照明装置

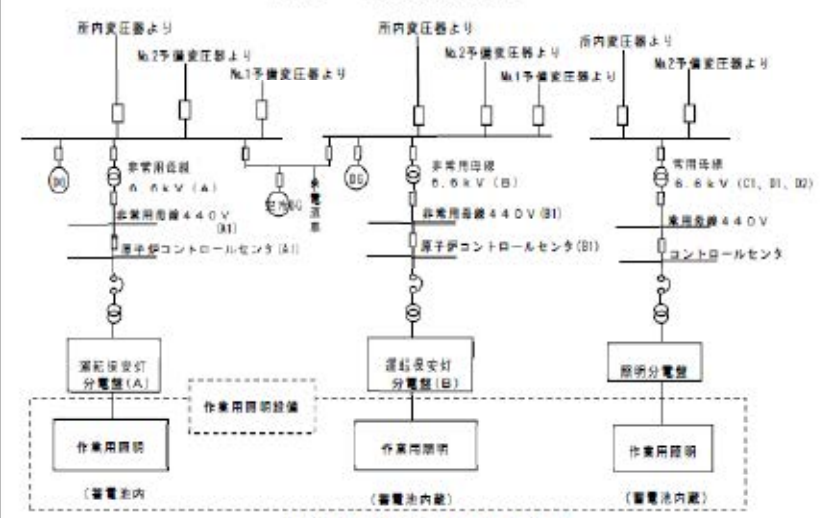


図2 作業用照明電源系統図

設備構成の相違。
 ・設備の違いによる電源構成が違うため。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div style="text-align: center;">  <p>常照用照明</p> </div> <p><仕様> ・定格電圧：交流200V</p> <div style="text-align: center;">  <p>非常用照明</p> </div> <p><仕様> ・定格電圧：交流100V ・中央制御室（ベンチ盤、指令機エリア）：水平照度 平均1000 lx（設計値） 鉛直照度 平均500 lx（設計値） ・中央制御室（直立盤エリア）：水平照度 平均500 lx（設計値）</p> <div style="text-align: center;">  <p>直流照明兼非常用照明</p> </div> <p><仕様> ・定格電圧：交流200V ・中央制御室（ベンチ盤、指令機エリア）：水平照度 平均200 lx（設計値） 鉛直照度 平均200 lx（設計値） ・中央制御室（直立盤エリア）：水平照度 平均200 lx（設計値） ・点灯可能時間：24時間 （全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する15分以上点灯可能。）</p> <div style="text-align: center;">  <p>直流照明</p> </div> <p><仕様> ・定格電圧：直流125V ・床面 平均1 lx以上（設計値） ・点灯可能時間：24時間 （全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する15分以上点灯可能。） 第2.2-2図 作業用照明装置</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>【仕様】・電 圧 交流100～240V ・消費電力 22W ・点灯時間 30分間以上</p> <p>図2 無停電運転保安灯</p>		<p>設備の相違。 ・設備の違いによる照明装置が違うため。</p>

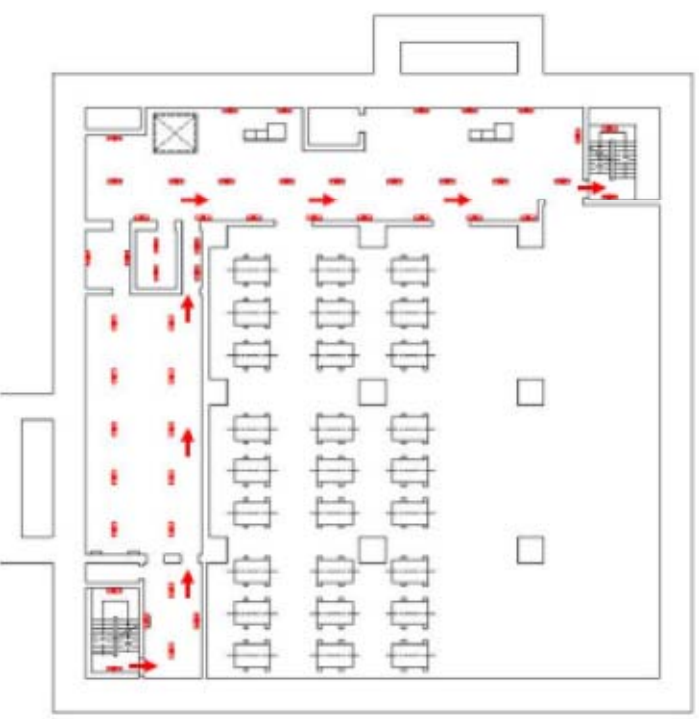
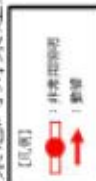
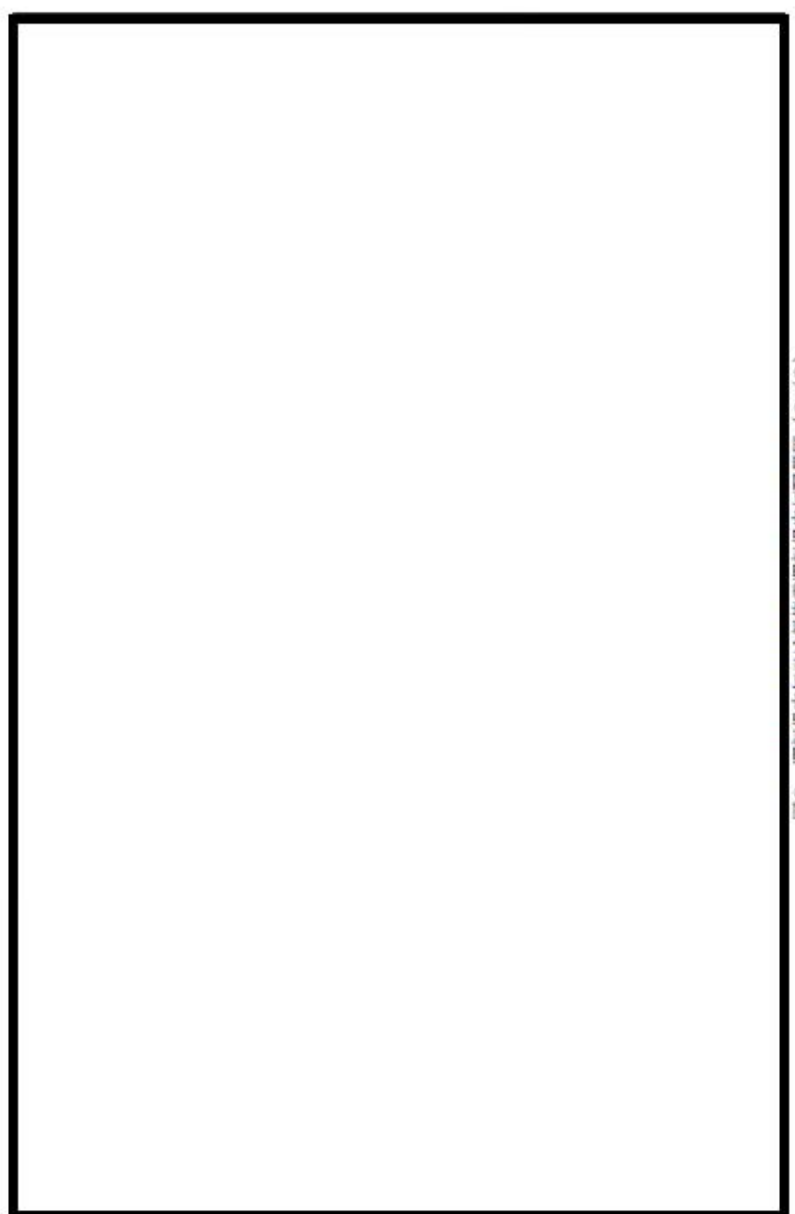
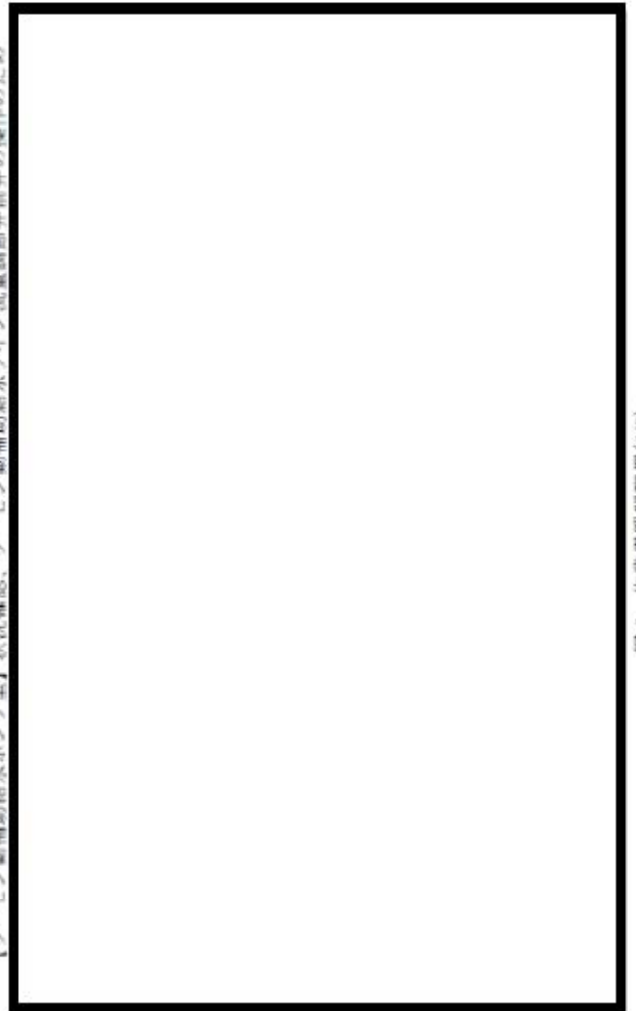
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>緊急時対策建屋 緊急時対応建屋 1階 第2.2-3図 作業用照明配置図 緊急時対応建屋 (1/3)</p>	<p>図3 運転員待機又は制停待機運転員待機室の配置図 (1/3) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>設置目的 【中央制御室】【1次系制御室】各種操作及び監視のため 図3 作業用照明配置(1/3) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>設備の相違。 ・設備配置が違うため、照明配置の相違であるが作業に必要な場所に照明を配置していることは同様。</p>

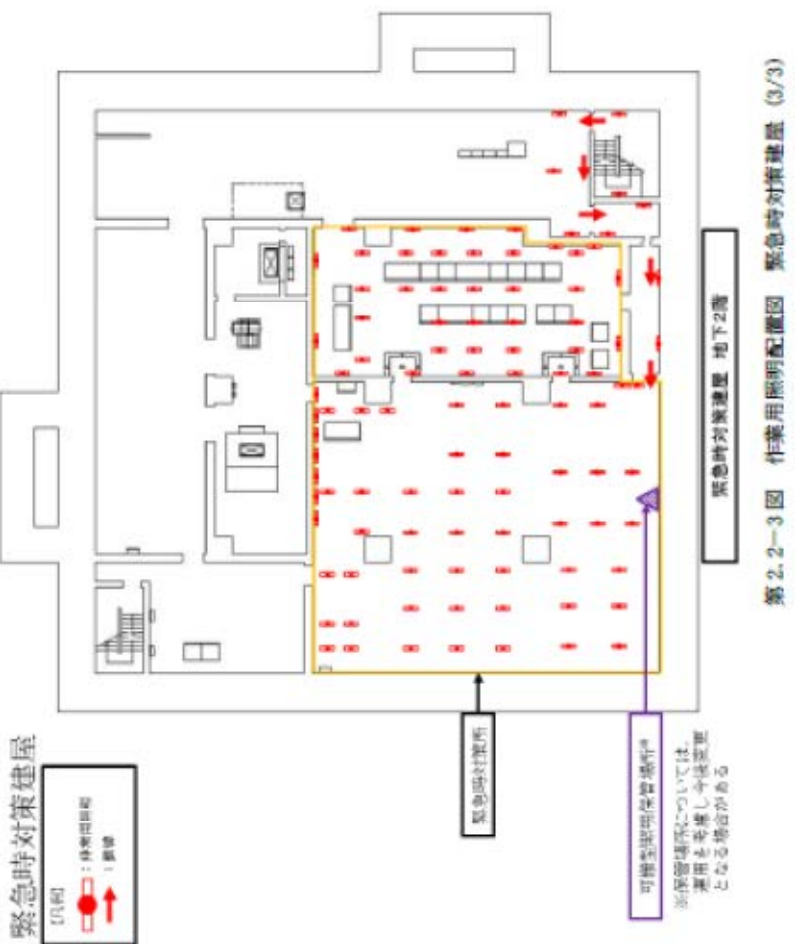
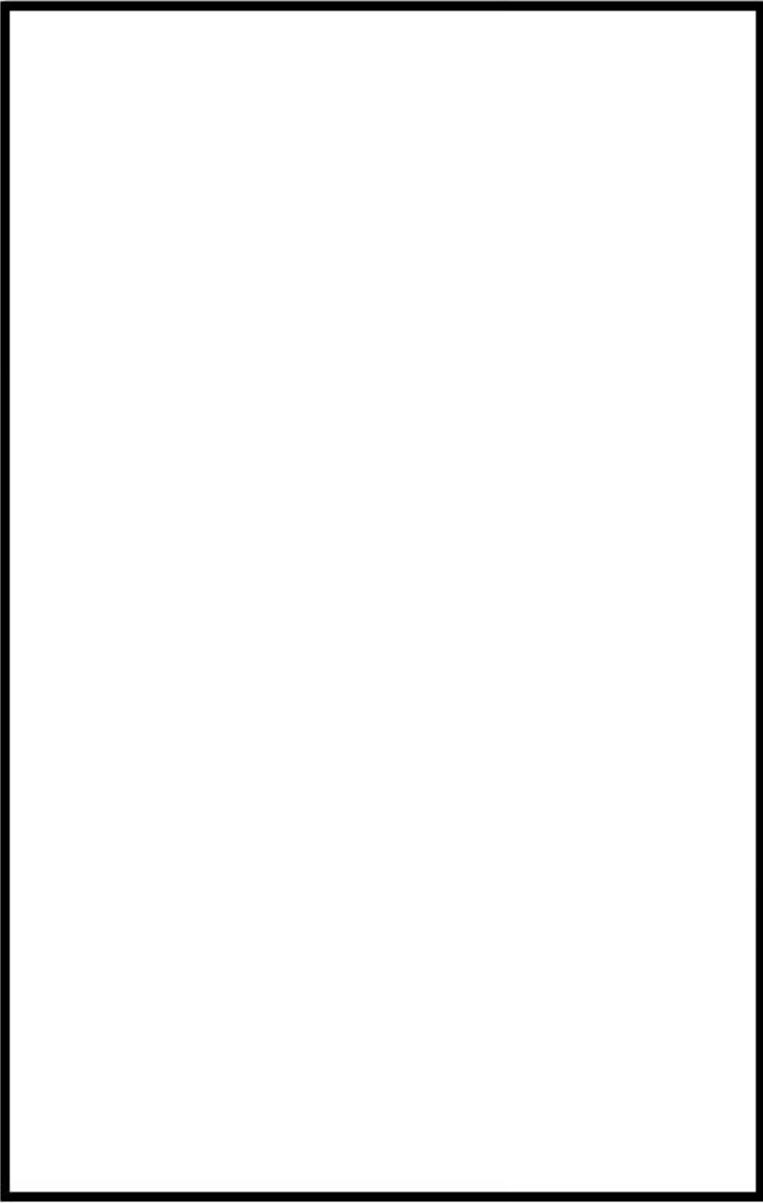
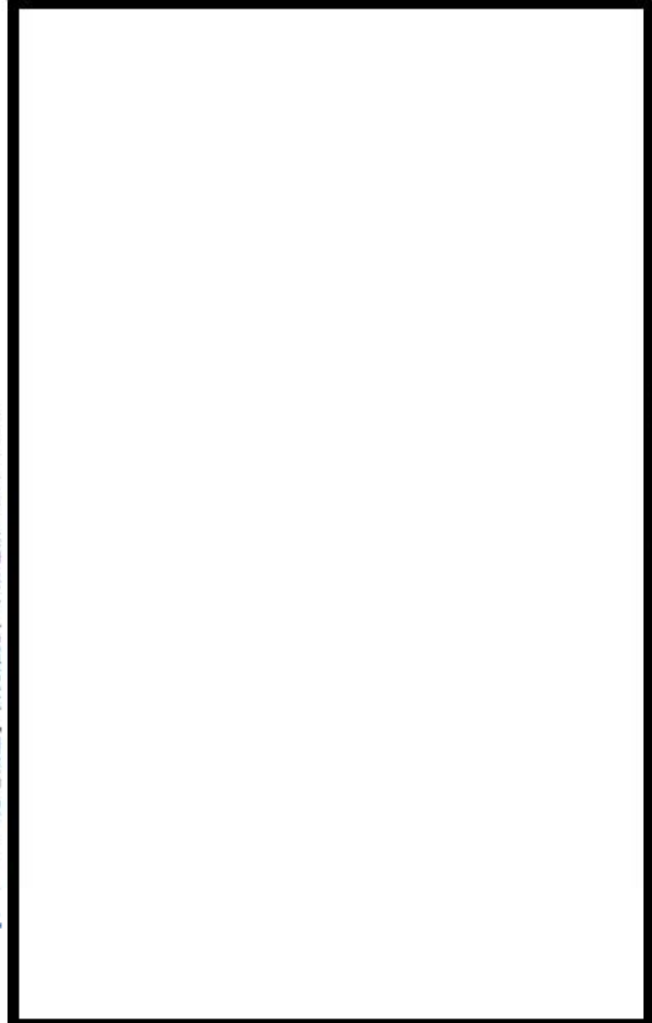
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>緊急時対策建屋</p>  <p>緊急時対策建屋 地下1階</p> <p>第2.2-3図 作業用照明配置図 緊急時対策建屋(2/3)</p> <p>【注】  ○：非常用照明 →：緊急</p>	 <p>図3 運転保安灯又は非常用照明配置図(2/3)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>設置目的</p> <p>【タービン駆動補助水ポンプ室】状況確認、タービン駆動補助水ライン流量調節弁操作のため</p>  <p>図3 作業用照明配置(2/5)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備配置が違うため、照明配置の相違であるが作業に必要な場所に照明を配置していることは同様。

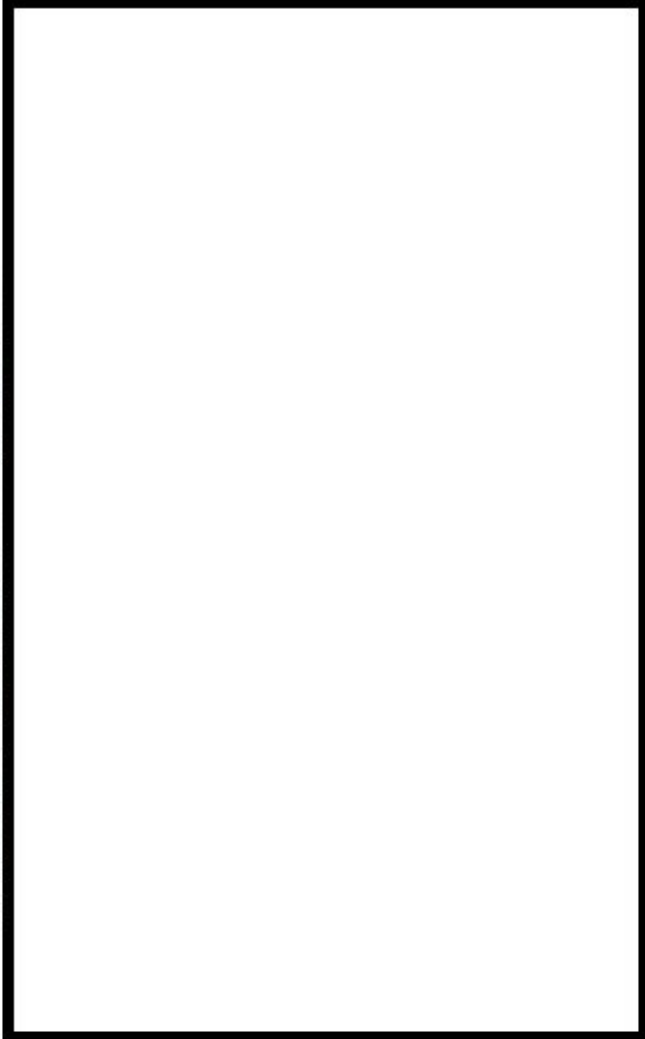
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>緊急時対策建屋</p>  <p>第2.2-3図 作業用照明配置図 緊急時対策建屋 (3/3)</p>	 <p>図3 運転時点検又は制動電機駆動保安灯配置図 (3/3) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。</p>	 <p>設置目的 【ディーゼル発電機室】状況確認、手動起動の試みのため</p> <p>図3 作業用照明配置(3/5) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。</p>	<p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備配置が違うため、照明配置の相違であるが作業に必要な場所に照明を配置していることは同様。

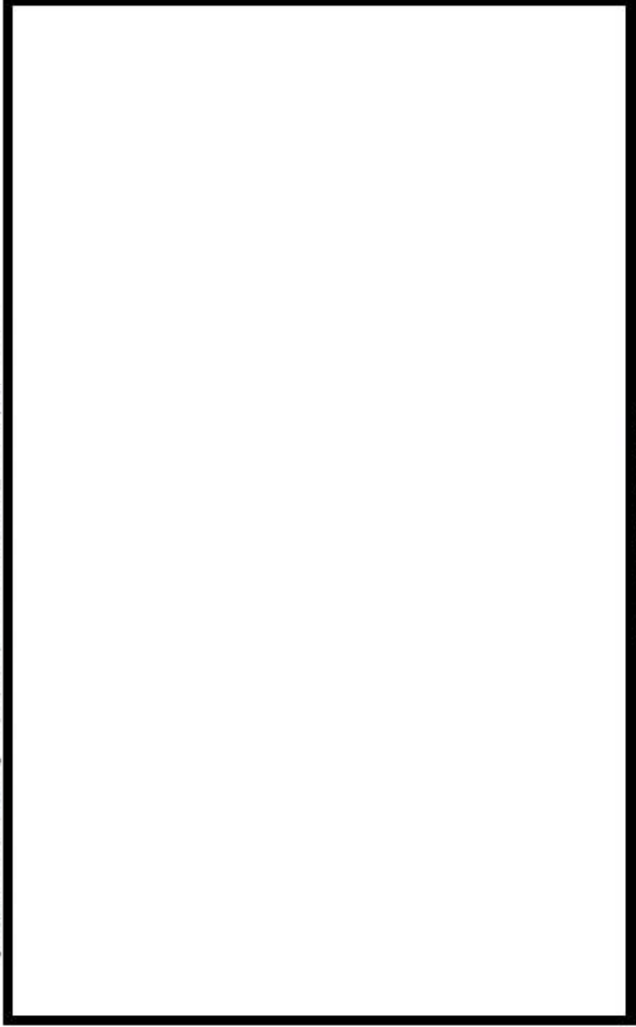
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">設置目的 【安全補修器用器室】状況確認、給電作業のための扉開、復旧操作のため</p>  <p style="text-align: center;">図3 作業用照明配置(4/5) 枠囲みの範囲は機室に接する事項ですので公開することはありません。</p>	<p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備配置が違いため、照明配置の相違であるが作業に必要な場所に照明を配置していることは同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">設置目的</p> <p style="text-align: center;">【主蒸気・主給水管室】1次系給排のための主蒸気感し弁の操作のため</p>  <p style="text-align: center;">図3 作業用照明配置(5/5)</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機室に係る事項ですので公開することはありません。</p> </div>	<p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備配置が異なるため、照明配置の相違であるが作業に必要な場所に照明を配置していることは同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>可搬型照明は、以下のとおり配備する設計とする。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動</p> <p>全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。</p> <p>可搬型照明については、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に十分準備可能なように発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が事故対応以外の通常時に滞在する事務建屋に配備し持参する。</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内照度の確保</p> <p>全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。</p> <p>可搬型照明については、内蔵電池を備えるとともに、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なランタンタイプLEDライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、作業開始前に準備可能なように事故対応時に発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する。</p> <p>(1)～(2)項以外の作業については、建屋内に作業用照明を確保するため、可搬型照明を使用せずとも操作に必要な照明は確保される。</p> <p>上記以外の設計基準事故時における対応操作、また全交流動力電源喪失時に現場操作等の対応が必要となる計測制御電源室については、現場への移動や操作を考慮した位置に直流通明兼非常用照明の作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明により、操作に必要な照明は確保されるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、運転員が滞在している中央制御室に配備する十分な数量の可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLEDライト、ヘッドライト(ヘルメット装着用))を活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。</p> <p>また、複数の可搬型照明(例えば、現場対応時は懐中電灯とヘッドライト(ヘルメット装着用))と予備の乾電池を用意することにより、照明を確保し、電池交換を可能とする。</p> <p>なお、乾電池については、可搬型照明が7日間使用可能な数量を確保し、交換周期を定めて維持管理する。</p>	<p>2.3 可搬型照明について</p> <p>可搬型照明は、設計基準事故が発生した場合に各現場設置の機器の動作確認作業や機器の操作に用いる照明として懐中電灯等を備えている。</p> <p>なお、現場操作が必要な設計基準事故「添付書類十 3.4.2 蒸気発生器伝熱管破損」時の主蒸気隔離弁増し締め操作、及び全交流動力電源喪失時に対応が必要となる安全補機開閉器室等については、移動および操作を考慮した場所に運転保安灯又は無停電運転保安灯を確保しており、作業が可能である。</p> <p>仮に、その他の現場操作が必要となった場合に備え、可搬型照明は、初動操作に対応する運転員が常駐している中央制御室に保管し、懐中電灯等の可搬型照明も活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。</p>	<p>2.3 可搬型照明について</p> <p>可搬型照明は、設計基準事故が発生した場合に各現場設置の機器の動作確認作業や機器の操作に用いる照明として懐中電灯等を備えている。</p> <p>なお、現場操作が必要な設計基準事故「添付書類十 3.4.2 蒸気発生器伝熱管破損」時の主蒸気隔離弁増し締め操作、及び全交流動力電源喪失時に対応が必要となる安全補機開閉器室等については、移動及び操作を考慮した場所に作業用照明を確保しており、作業が可能である。</p> <p>仮に、その他の現場操作が必要となった場合に備え、可搬型照明は、初動操作に対応する運転員が通常滞在している中央制御室に保管し、懐中電灯等の可搬型照明も活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。</p>	<p>記載表現の相違。</p> <p>運用の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、全交流動力電源喪失時の緊急時対策所では可搬型照明に期待。 ・泊は、緊急時対策所用の非常用発電機より給電。 <p>記載表現の相違。</p> <p>設備の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明のうち直流通明兼非常用照明及び直流通明は、蓄電池(非常用)から給電して照明を確保する設計。 ・泊は、作業用照明のうち無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備え、内蔵電池から給電して照明を確保する設計。 <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、複数の可搬型照明を用意し、維持管理する旨を整理。 ・泊は、10.11.4項の手順等で可搬型照明の保管・保守管理することを記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

第2.3-1表に可搬型照明の配備状況を示す。

中央制御室における可搬型照明の保管場所への移動については、保管場所近傍に設置の直流照明兼非常用照明により移動可能である。

第2.3-1表 可搬型照明の保管場所、数量及び仕様

保管場所	数量	仕様
懐中電灯	10個 (運転員7名分 +予備3個)	電源：単3型電池×4本 点灯時間：155時間
ランタンタイプ LEDライト	4個 (発電機長席1個 +発電機副長席1個 +運転員席1個 +予備1個)	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間
懐中電灯 (ヘルメット装着用)	10個 (運転員7名分 +予備3個)	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間
緊急時対策所	60個	
緊急時対策所	100個	
事務棟屋	24個	

※個数(予備数を含む)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。
 ※緊急時対策所に配備する個数は2号炉用としての数量である。

保管場所及び数量(3号炉)

- 懐中電灯：中央制御室(3号炉：12個)
- ヘッドライト：中央制御室(3号炉：12個)
- ワークライト：中央制御室(3号炉：10個)



図4 可搬型照明の仕様及び使用状況

保管場所及び数量(3号炉及び4号炉)

- 懐中電灯：中央制御室(3号炉、4号炉共用：24個)
- ヘッドライト：中央制御室(3号炉、4号炉共用：24個)
- ポータブル照明：中央制御室(3号炉、4号炉共用：4個)
- タービン動補助給水ポンプ室(3号炉、4号炉共用：2個)
- 事務所(3号炉、4号炉共用：5個)

可搬型照明



外部電源喪失時の夜間におけるタンクローリーへの給油

(1) 対応方針

長時間の外部電源喪失に伴い屋外照明が喪失した場合の、夜間におけるタンクローリーによる燃料補給操作においては、ヘッドライトなどの可搬型照明及びタンクローリーの前照灯等を活用し、ホースの接続状況や漏えいの有無、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの油量推移等の燃料補給状況が把握できる環境を確保する。

可搬型照明は、必要数を準備しており、タンクローリーによる燃料油貯蔵タンクへ燃料補給を開始するまでの時間(3日以内)までには、時間的猶予があるため、可搬型照明を準備することができる。

(2) 配備照明

配備する照明は確実な給油作業を実施できるよう、ヘッドライト、懐中電灯などの可搬型照明、タンクローリーの前照灯等にて視認性を確保できる環境を維持する。

設備の相違。

- 数量、仕様等の相違であるが、いずれも必要数量を確保している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>1. 概要 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、追加設備である緊急時対策建屋に安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、追加設備である緊急時対策建屋に用いる避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する。</p> <p>2. 安全避難通路について 緊急時対策建屋に設置する安全避難通路及び避難用の照明配置図を第別紙1-1図に示す。</p>	<p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要 安全避難通路は、中央制御室及び出入管理室の運転員その他の従事者が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路を選定している</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、災害時に運転員その他の従事者に使用される部屋及び区画からの屋上への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように非常灯及び誘導灯を配備した安全避難通路を設置している。</p> <p>第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわないものとする。</p> <p>第三号によって要求される『設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源』については、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯又は無停電運転保安灯を設置している。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>この運転保安灯又は無停電運転保安灯は、表1に示すようにプラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及び各機器へのアクセスルートに設置することにより、設計基準事故時に作業が必要な場所の照明を確保することを目的としている。</p>	<p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要 安全避難通路は、中央制御室及び出入管理室の運転員その他の従事者が常時在住する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路を選定している。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、災害時に運転員その他の従事者に使用される部屋及び区画からの屋外への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように非常灯及び誘導灯を配備した安全避難通路を設置している。</p> <p>第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわないものとする。</p> <p>第三号によって要求される『設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源』については、設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電している。（継続的作業又は長期間の滞在が考えられる箇所は非常用電源より受電。継続的な作業を必要としない箇所は常用電源より受電。）また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>この作業用照明は、表1に示すようにプラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、主蒸気・主給水管室、タービン動補助給水ポンプ室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある中央制御室、1次系継電器室、安全補器開閉器室、ディーゼル発電機室、主蒸気・主給水管室、タービン動補助給水ポンプ室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室及び各機器へのアクセスルートに設置することにより、設計基準事故時に作業が必要な場所の照明を確保することを目的としている。</p>	<p>女川と泊の比較のため、安全避難通路等を記載。</p> <p>記載表現の相違。 ・泊は、2項の安全避難通路等の本文に記載。 ・女川は、別紙1として記載。</p> <p>記載表現の相違。 ・泊は、2項に枠内の内容を追記した。</p> <p>記載表現の相違。 ・女川は、追加設備の緊急時対策建屋に設置許可基準第1号及び2号に適合するように設計することを記載。 ・泊は、概要を記載。</p> <p>記載表現の相違。 ・女川は、第3号を記載していない。 ・泊は、第3号及び作業用照明について整理。</p> <p>設備構成の相違。 ・女川の緊急時対策所は、建屋内に設置されていることから、安全避難通路及び避難用照明が必要。</p>

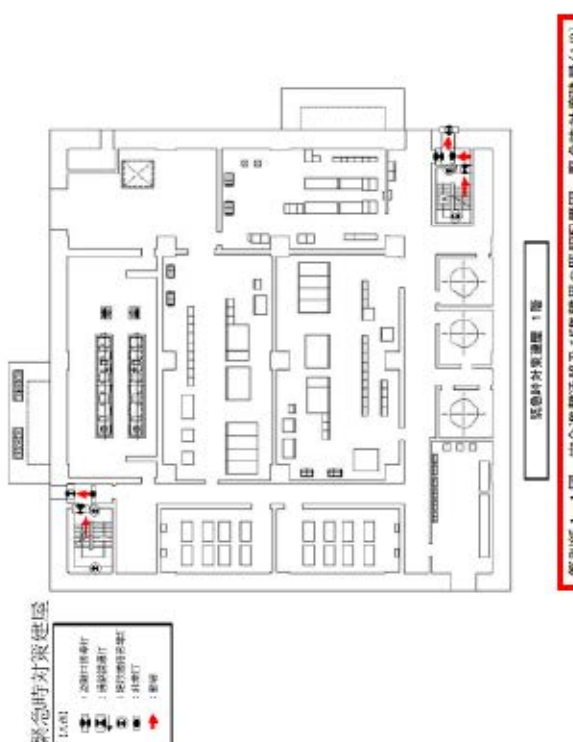
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																								
	<p>設計基準事故時における運転員の操作ならびに操作箇所について、別添資料1にまとめる。</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、運転保安灯又は無停電運転保安灯が設置されており作業が可能であるが、念のため、その他の現場作業で必要となった場合においても、各機器の操作、作業を可能にするため、可搬型の仮設照明である懐中電灯等の可搬型照明を中央制御室に備えている。</p> <p>誘導灯及び非常灯についての規格基準等を別添資料2にまとめる。</p> <p>表1 作業用照明の主な設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="955 680 1798 1913"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作(蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等(中央制御室) ・主蒸気逃がし弁(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作(中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機室) ・遮断器(安全補機開閉器室)</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失時の監視・操作(中央制御室) ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(安全系計装盤室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポンプ室)</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作(蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等(中央制御室) ・主蒸気逃がし弁(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)	プラントの冷却操作(中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機室) ・遮断器(安全補機開閉器室)	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作(中央制御室) ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(安全系計装盤室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポンプ室)	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>設計基準事故時における運転員の操作ならびに操作箇所について、別添資料1にまとめる。</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明が設置されており作業が可能であるが、念のため、その他の現場作業が必要となった場合においても、各機器の操作、作業を可能にするため、可搬型の仮設照明である懐中電灯等の可搬型照明を中央制御室等に備えている。</p> <p>誘導灯及び非常灯等についての規格基準等を別添資料2にまとめる。</p> <p>表1 作業用照明の主な設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="1846 779 2579 1598"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作(蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等(中央制御室) ・主蒸気逃がし弁(主蒸気・主給水管室) ・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作(中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機室) ・遮断器(安全補機開閉器室)</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失等の監視・操作(中央制御室) ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(1次系補電器室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気・主給水管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポンプ室)</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作(蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等(中央制御室) ・主蒸気逃がし弁(主蒸気・主給水管室) ・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)	プラントの冷却操作(中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機室) ・遮断器(安全補機開閉器室)	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作(中央制御室) ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(1次系補電器室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気・主給水管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポンプ室)	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>記載表現の相違。 ・女川は、2項に記載。 ・泊は、2項に追記し別添資料1を追加。</p> <p>記載表現の相違。 ・泊は、可搬型照明について整理。</p> <p>記載表現の相違。 ・女川は、緊急時対策建屋に設置する誘導灯及び非常灯の規格基準を記載。 ・泊は、誘導灯及び非常灯について2項に追記し、別添資料2を追加。</p>
選定項目	設置箇所																										
プラント停止・冷却操作(蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等(中央制御室) ・主蒸気逃がし弁(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)																										
プラントの冷却操作(中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																										
電源確保操作	・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機室) ・遮断器(安全補機開閉器室)																										
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作(中央制御室) ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(安全系計装盤室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポンプ室)																										
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																										
選定項目	設置箇所																										
プラント停止・冷却操作(蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等(中央制御室) ・主蒸気逃がし弁(主蒸気・主給水管室) ・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)																										
プラントの冷却操作(中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																										
電源確保操作	・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機室) ・遮断器(安全補機開閉器室)																										
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作(中央制御室) ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(1次系補電器室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気・主給水管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポンプ室)																										
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																
<p>安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として、以下に準拠し蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常灯：建築基準法施行令第126条の四、五及び昭和45年建設省告示第1830号 ・誘導灯：消防法施行令第26条及び消防法施行規則第28条 <p>蓄電池は、非常灯については昭和45年建設省告示第1830号に準拠し30分以上、誘導灯については消防法施行規則第28条に準拠し20分以上点灯できる容量を有するものとする。</p> <p>第別紙1-2 図に避難用の照明装置を示す。</p>  <p>11条-別紙1-2</p>	<p style="text-align: right;">別添資料2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 誘導灯及び非常灯についての規格基準等について</p> <p>1. 誘導灯の設置に関する規格基準等について</p> <p>誘導灯は、消防法（制定 昭和23年7月24日法律第186号、以下「消防法」という。）、消防法施行令（制定 昭和36年3月25日政令第37号、以下「消防法施行令」という）及び消防法施行規則（制定 昭和36年4月1日自治省第6号、以下「消防法施行規則」という）に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に設置する。これらの誘導灯は、消防法施行規則にて区分、等級が定められており、これに準拠して設置する。誘導灯に関する区分、等級と避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲となる当該誘導灯までの距離を表1.1に示す。泊発電所3号炉に設置する誘導灯はB級もしくはC級である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 誘導灯の区分・等級について</p> <table border="1" data-bbox="1009 1260 1751 1533"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>等級</th> <th>距離（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難口誘導灯</td> <td rowspan="2">A級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C級</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通路誘導灯</td> <td>A級</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消防法施行規則による区分、等級とは別に、誘導灯内の灯具の種類や構造の違いにより、直管蛍光灯やLED、コンパクトスクエア型や吊り下げ型があるが、日本照明工業会の規格である非常用照明器具技術基準（JIL5501）に適合した誘導灯を天井、壁等にボルト等で堅固に固定して設置している。</p> <p>なお、誘導灯は換気空調の利いた屋内に設置するため、雨水等にさらされる環境下にはなく、また、通路誘導灯のうち、階段や傾斜路に設ける非常用照明については、踏面もしくは踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設ける。</p> <p>内蔵する蓄電池は、消防法に準拠し20分間有効に点灯できる設計と</p>	区分	等級	距離（メートル）	避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60	避難の方向を示すシンボルのあるもの	40	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30	避難の方向を示すシンボルのあるもの	20	C級		15	通路誘導灯	A級	20	B級	15	C級	10	<p style="text-align: right;">別添資料2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号及び4号炉 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等について</p> <p>1. 誘導灯の設置に関する規格基準等について</p> <p>誘導灯は、消防法（制定 昭和23年7月24日法律第186号、以下「消防法」という。）、消防法施行令（制定 昭和36年3月25日政令第37号、以下「消防法施行令」という）および消防法施行規則（制定 昭和36年4月1日自治省令第6号、以下「消防法施行規則」という）に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に通路誘導灯や避難口誘導灯を設置する。これらの誘導灯は、消防法施行規則にて区分、等級が定められており、これに準拠して設置する。誘導灯に関する区分、等級と避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲となる当該誘導灯までの距離を表1.1に示す。大飯3号及び4号炉に設置する誘導灯はB級もしくはC級である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 誘導灯の区分・等級について</p> <table border="1" data-bbox="1840 1260 2582 1533"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>等級</th> <th>距離（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難口誘導灯</td> <td rowspan="2">A級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C級</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通路誘導灯</td> <td>A級</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消防法施行規則による区分、等級とは別に、誘導灯内の灯具の種類や構造の違いにより、直管蛍光灯やLED、コンパクトスクエア型や吊り下げ型等があるが、日本照明工業会の規格である非常用照明器具技術基準（JIL5501）に適合した誘導灯を天井、壁等にボルト等で堅固に固定して設置している。</p> <p>なお、誘導灯は換気空調の利いた屋内に設置するため、雨水等にさらされる環境下にはなく、また、通路誘導灯のうち、階段や傾斜路に設ける非常用照明については、踏面もしくは踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設ける。</p> <p>大飯3号及び4号炉で使用する誘導灯の仕様（例）を図1.1</p>	区分	等級	距離（メートル）	避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60	避難の方向を示すシンボルのあるもの	40	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30	避難の方向を示すシンボルのあるもの	20	C級		15	通路誘導灯	A級	20	B級	15	C級	10	<p>女川と泊の比較のため、別添資料2を記載。</p> <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、追加設備である緊急時対策所の安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。 ・泊は、別添資料2を追加して、誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。 <p>設備構成の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の緊急時対策所は、建屋内に設置されていることから、安全避難通路及び避難用照明が必要。 <p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、別添資料2を追加して、誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。
区分	等級	距離（メートル）																																																	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40																																																
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20																																																
C級		15																																																	
	通路誘導灯	A級	20																																																
		B級	15																																																
C級		10																																																	
区分	等級	距離（メートル）																																																	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40																																																
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20																																																
C級		15																																																	
	通路誘導灯	A級	20																																																
		B級	15																																																
C級		10																																																	







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>緊急時対策建屋 地下1階</p> <p>別紙1-1 図 安全避難通路及び避難用の照明配置図 緊急時対策建屋(2/3)</p> <p>11条-別紙1-3</p>  <p>緊急時対策建屋 地下2階</p> <p>別紙1-1 図 安全避難通路及び避難用の照明配置図 緊急時対策建屋(3/3)</p> <p>11条-別紙1-4</p>	<p>する。</p> <p>泊発電所3号炉で使用する誘導灯の仕様（例）を図1.1に示す。</p>	<p>に示す。</p>	<p>設備構成の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の緊急時対策所は、建屋内に設置されていることから、安全避難通路及び避難用照明が必要。 <p>設備構成の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の緊急時対策所は、建屋内に設置されていることから、安全避難通路及び避難用照明が必要。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>(a) 避難口誘導灯</p>  <p>(b) 通路誘導灯</p>  <p>(c) 階段通路誘導灯</p>  <p>(d) 非常灯</p> <p>第別紙1-2図 避難用の照明装置</p> <p>11条-別紙1-5</p> </div>	<p style="text-align: center;">誘導灯（コンパクトスクエア型）</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 100V 消費電力：1.4W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 2.4V 消費電力：1.4W 点灯時間：20 分間以上 <p>図 1.1 誘導灯（コンパクトスクエア型）について</p> <p>2. 非常灯の設置に関する規格基準等について</p> <p>非常灯は、建築基準法（制定 昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号、以下「建築基準法」という）及び建築基準法施行令（制定 昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号、以下「建築基準法施行令」という）に準拠し、安全避難通路の照明として非常灯を設置する。</p> <p>これら非常灯の照明は、非常用照明器具技術基準（JIL5501）に「適合」しており、標準的にかさ等を設置しており水に対する保護がされている。また、屋外に設置されるものについては防雨防湿型としている。図 2.1 に非常灯の仕様（例）について示す。</p>	<p style="text-align: center;">誘導灯（コンパクトスクエア型）</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 100V 消費電力：1.4W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 2.4V 消費電力：1.4W 点灯時間：20 分間以上 <p>図 1.1 誘導灯（コンパクトスクエア型）について</p> <p>2. 非常灯等の設置に関する規格基準等について</p> <p>建築基準法（制定 昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号、以下「建築基準法」という）及び建築基準法施行令（制定 昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号、以下「建築基準法施行令」という）に準拠し、安全避難通路の照明として非常灯を設置する。</p> <p>また、設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。</p> <p>これら非常灯等の照明は、非常用照明器具技術基準（JIL 5501）に適合しており、標準的にかさ等を設置しており水に対する保護がなされている。また、屋外に設置されるものについては防雨防湿型としている。図 2.1 に非常灯の仕様（例）について示す。</p>	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、緊急時対策建屋に設置する誘導灯及び非常灯の規格基準を記載。 泊は、誘導灯及び非常灯等について追記し、別添資料 2 を追加。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵照明</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 200V 消費電力：40W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 7.2V 消費電力：40W 点灯時間：30分間以上 <p style="text-align: center;">図 2.1 非常灯について</p> <p>照明器具の内蔵された蓄電池の容量は、照明の自己点検機能により、充電モニタの点灯等を確認する。もしくは電源供給元を非常用電源もしくは蓄電池に切替えるスイッチを用いて照明の点灯状態を確認することで健全性を確認することができる。</p> <p>また、使用する配線については、消防法及び建築基準法に準拠し耐火配線を使用する。</p> <p>照明器具の固定については、壁、天井等にボルト等を用いて堅固に設置する。</p> <p>内蔵する蓄電池は、建築基準法に準拠し30分間において有効に点灯できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵照明</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 200V 消費電力：40W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 7.2V 消費電力：40W 点灯時間：30分間以上 <p style="text-align: center;">図 2.1 非常灯について</p> <p>照明器具に内蔵された蓄電池の容量は、照明の自己点検機能により、充電モニタの点灯等を確認する、もしくは電源供給元を常用電源もしくは蓄電池に切替えるスイッチを用いて照明の点灯状態を確認することで健全性を確認することができる。</p> <p>また、使用する配線については、消防法及び建築基準法に準拠し耐火配線を使用する。</p> <p>照明器具の固定については、壁、天井等にボルト等を用いて堅固に設置する。</p> <p>また、中央制御室天井照明については、設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認することで、中央制御室内の下部に設置された上位クラスの施設である主盤等に</p>	<p>記載表現の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、緊急時対策建屋に設置する誘導灯及び非常灯の規格基準を記載。 泊は、誘導灯及び非常灯等について追記し、別添資料2を追加。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由										
<p>別添資料2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (4/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>異常発生</th> <th>異常発生時の運転操作</th> <th>運転操作の中心となる項目</th> <th>運転操作の中心となる項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中の異常な過渡変化発生時、運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td>運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td>運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td>運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11 条一別添資料2-1-3</p>	異常発生	異常発生時の運転操作	運転操作の中心となる項目	運転操作の中心となる項目	備考	運転中の異常な過渡変化発生時、運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。				
異常発生	異常発生時の運転操作	運転操作の中心となる項目	運転操作の中心となる項目	備考									
運転中の異常な過渡変化発生時、運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。										
<p>別添資料2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (4/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>異常発生</th> <th>異常発生時の運転操作</th> <th>運転操作の中心となる項目</th> <th>運転操作の中心となる項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中の異常な過渡変化発生時、運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td>運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td>運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td>運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11 条一別添資料2-1-4</p>	異常発生	異常発生時の運転操作	運転操作の中心となる項目	運転操作の中心となる項目	備考	運転中の異常な過渡変化発生時、運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。				<p>記載箇所の相違。 ・泊は、別添資料1に記載。</p>
異常発生	異常発生時の運転操作	運転操作の中心となる項目	運転操作の中心となる項目	備考									
運転中の異常な過渡変化発生時、運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。	運転操作の中心となる項目は、運転操作の中心となる項目に示す通りである。										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由								
<p>別添紙2-1表 運転時の異常な過渡状態時の運転操作 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転時の異常な過渡状態時の運転操作</th> <th>運転時の異常な過渡状態時の運転操作</th> <th>運転時の異常な過渡状態時の運転操作</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転時の異常な過渡状態時の運転操作</td> <td>運転時の異常な過渡状態時の運転操作</td> <td>運転時の異常な過渡状態時の運転操作</td> <td>運転時の異常な過渡状態時の運転操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>11条一別紙2-5</p>	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	備考	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作			<p>記載箇所の相違。 ・泊は、別添資料1に記載。</p>
運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	備考								
運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作	運転時の異常な過渡状態時の運転操作								
<p>別添紙2-2表 設計基準事象発生時の運転操作 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準事象発生時の運転操作</th> <th>設計基準事象発生時の運転操作</th> <th>設計基準事象発生時の運転操作</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事象発生時の運転操作</td> <td>設計基準事象発生時の運転操作</td> <td>設計基準事象発生時の運転操作</td> <td>設計基準事象発生時の運転操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>11条一別紙2-6</p>	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	備考	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作			
設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	備考								
設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作	設計基準事象発生時の運転操作								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由								
<p>別添紙2-2表 設計基準等適合性の確認条件 (2.5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準事項</th> <th>適合条件</th> <th>適用規定 適用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事項</td> <td>設計基準事項</td> <td>適用規定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11条-別添紙2-7</p>	設計基準事項	適合条件	適用規定 適用箇所	備考	設計基準事項	設計基準事項	適用規定				
設計基準事項	適合条件	適用規定 適用箇所	備考								
設計基準事項	設計基準事項	適用規定									
<p>別添紙2-2表 設計基準等適合性の確認条件 (3.6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準事項</th> <th>適合条件</th> <th>適用規定 適用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事項</td> <td>設計基準事項</td> <td>適用規定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11条-別添紙2-8</p>	設計基準事項	適合条件	適用規定 適用箇所	備考	設計基準事項	設計基準事項	適用規定				<p>記載箇所の相違。 ・泊は、別添資料1に記載。</p>
設計基準事項	適合条件	適用規定 適用箇所	備考								
設計基準事項	設計基準事項	適用規定									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

別添2-1表 設計基準等政府的の運転操作（各炉）

設計基準表	基準表一覽	運転操作の基本内容	運転操作の相違	備考
設計基準表	設計基準表一覽	運転操作の基本内容	運転操作の相違	備考

11巻 別添2-1

別添2-2表 設計基準等政府的の運転操作（各炉）

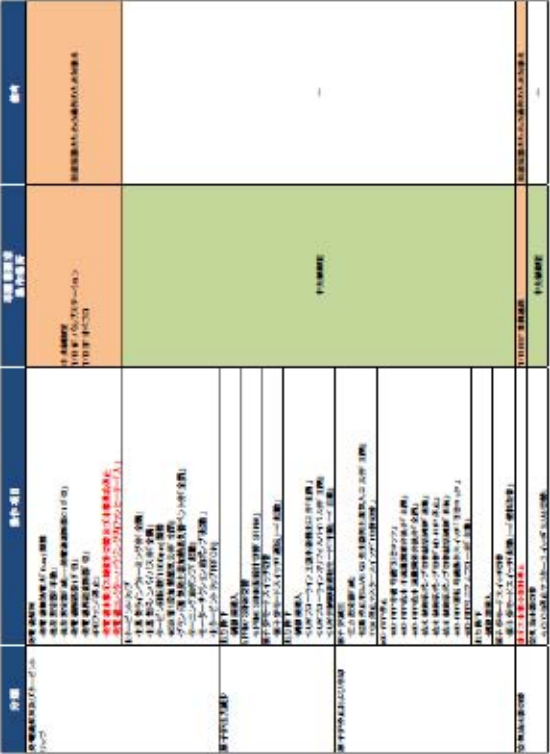
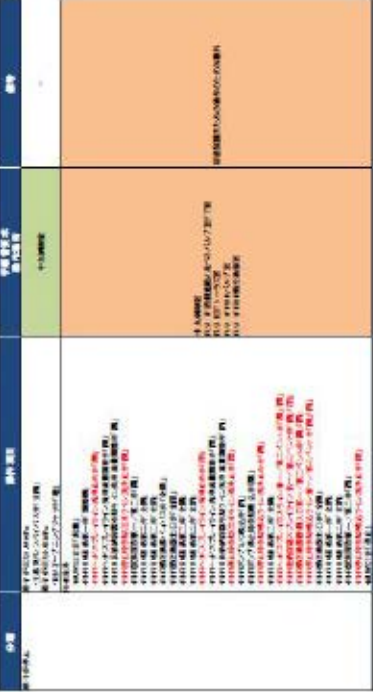
設計基準表	基準表一覽	運転操作の基本内容	運転操作の相違	備考
設計基準表	設計基準表一覽	運転操作の基本内容	運転操作の相違	備考

11巻 別添2-2

記載箇所の相違。
 ・泊は、別添資料1に記載。

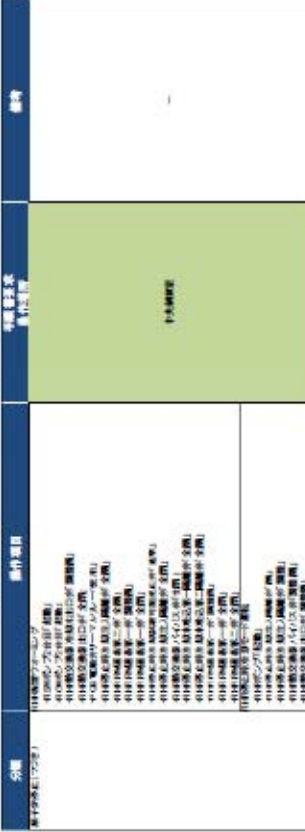
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>別添1-3表 プラント停止時の運転操作 (3/5)</p>  <p>11章 別添2-13</p>			<p>記載箇所の相違。 ・泊は、別添資料1に記載。</p>
<p>別添1-3表 プラント停止時の運転操作 (4/5)</p>  <p>11章 別添2-14</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">第別紙2-3表 プラント停止時の運転操作 (5/5)</p>  <p style="text-align: center;">11条-別紙2-15</p>			<p>記載箇所の相違。 ・泊は、別添資料1に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>1. 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について 原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」について、事故対応に必要な運転員の操作ならびに作業場所について表1-1、表1-2に整理した。 表1-1、表1-2より設計基準事故発生時に、運転員が事故対応のための作業が生じる場合とは、原子炉冷却材喪失等における中央制御室での原子炉停止・冷却操作及び蒸気発生器伝熱管破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作（主蒸気管室）であることから、設置許可基準規則第11条3号における設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明は、中央制御室以外では主蒸気管室及び中央制御室からのアクセスルートが該当する。 （表1「運転保安灯又は無停電運転保安灯の主な設置箇所」の下線部） また、上記の場所に加えて、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及び各機器へのアクセスルートに作業用照明を設置する設計としている。 なお、これらの設計には、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所も含まれている。</p>	<p style="text-align: center;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号及び4号炉 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>1. 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について 原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」について、事故対応に必要な運転員の操作ならびに作業場所について表1-1、表1-2に整理した。 表1-1、1-2より設計基準事故発生時に、運転員が事故対応のための作業が生じる場合とは、原子炉冷却材喪失等における中央制御室での原子炉停止・冷却操作及び蒸気発生器伝熱管破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作（主蒸気・主給水管室）であることから、設置許可基準規則第11条3号における設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）は、中央制御室以外では主蒸気・主給水管室及び中央制御室からのアクセスルートが該当する（「表1 作業用照明の主な設置箇所」の下線部）。 また、上記の場所に加えて、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室ならびに安全系の計装盤等が配置されている1次系継電器室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室、全交流動力電源喪失発生時におけるプラント冷却操作に必要なタービン動補助給水ポンプ室及びこれらへのアクセスルートに作業用照明を設置する設計としており、上記の設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）の設置範囲より拡大して設置する方針としている。 なお、これらの設計には、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所も含まれている。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、2項に記載。 ・泊は、別添資料1を追加して、設計基準事故対策のための作業場所を設置変更許可申請の添付書類十の安全評価における事故対応に必要な操作、作業場所について記載した。 <p>女川が作成したフロー図については、DB10条側で作成中。 現段階では、大飯の記載方法としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																			
	<p>表1-1「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>出力運転中の制御棒の異常な引き抜き</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>制御棒の落下及び不整合</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</td> <td>運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化 原子炉冷却材流量の部分喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の停止ループの誤作動</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>外部電源喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化 原子炉冷却材流量の部分喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材系の停止ループの誤作動	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	<p>表1-1「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内反応度又は出力分布の異常な変化 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>出力運転中の制御棒の異常な引き抜き</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>制御棒の落下及び不整合</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な変化</td> <td>運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化 原子炉冷却材流量の部分喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の停止ループの誤作動</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>外部電源喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	炉内反応度又は出力分布の異常な変化 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材中のほう素の異常な変化	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化 原子炉冷却材流量の部分喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材系の停止ループの誤作動	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	<p>記載表現の相違 ・女川は、添付1で記載。</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																																				
炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室																																																				
炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化 原子炉冷却材流量の部分喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
原子炉冷却材系の停止ループの誤作動	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																																				
炉内反応度又は出力分布の異常な変化 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
原子炉冷却材中のほう素の異常な変化	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室																																																				
炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化 原子炉冷却材流量の部分喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
原子炉冷却材系の停止ループの誤作動	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				
外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化</td> <td>蒸気負荷の異常な増加 手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却系の異常な減圧 非常用炉心冷却設備の作動により、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器への過剰給水 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化</td> <td>負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出力運転中の非常用炉心冷却系の誤作動 原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤作動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	蒸気負荷の異常な増加 手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室		2次冷却系の異常な減圧 非常用炉心冷却設備の作動により、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室		蒸気発生器への過剰給水 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室		原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室		出力運転中の非常用炉心冷却系の誤作動 原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤作動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。	中央制御室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水流量喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>蒸気負荷の異常な増加</td> <td>手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>2次冷却系の異常な減圧</td> <td>非常用炉心冷却設備の作動により、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器への過剰給水</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化</td> <td>負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動</td> <td>原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤起動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室	蒸気負荷の異常な増加	手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室	2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室	蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室		原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤起動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。	中央制御室	<p>記載表現の相違 ・女川は、添付1で記載。</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																																	
炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	蒸気負荷の異常な増加 手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室																																																	
	2次冷却系の異常な減圧 非常用炉心冷却設備の作動により、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
	蒸気発生器への過剰給水 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
	原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
	出力運転中の非常用炉心冷却系の誤作動 原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤作動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。	中央制御室																																																	
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																																	
主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
蒸気負荷の異常な増加	手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室																																																	
2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
	原子炉冷却材系の異常な減圧 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																																																	
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																																	
出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤起動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。	中央制御室																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																											
	<p>表1-2「事故」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1" data-bbox="967 298 1804 1432"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の喪失</td> <td>炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td> <td>原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>主給水管破断</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材流量の喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室	<p>表1-2「事故」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1" data-bbox="1840 298 2594 1117"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量喪失</td> <td>炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td> <td>原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	<p>記載表現の相違 ・女川は、添付1で記載。</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材流量の喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												
主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>主蒸気管破断 非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化</td> <td>制御棒飛び出し 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>環境への放射性物質の異常な放出</td> <td>放射性気体廃棄物処理施設の破損 放射性気体廃棄物処理設備から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	主蒸気管破断 非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。	中央制御室	反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	制御棒飛び出し 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	環境への放射性物質の異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設の破損 放射性気体廃棄物処理設備から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水管破断</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管破断</td> <td>非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化</td> <td>制御棒飛び出し 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>環境への放射性物質の異常な放出</td> <td>放射性気体廃棄物処理施設の破損 放射性気体廃棄物処理設備から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室	主蒸気管破断	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。	中央制御室	反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	制御棒飛び出し 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	環境への放射性物質の異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設の破損 放射性気体廃棄物処理設備から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	<p>記載表現の相違 ・女川は、添付1で記載。</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	主蒸気管破断 非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。	中央制御室																												
反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	制御棒飛び出し 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												
環境への放射性物質の異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設の破損 放射性気体廃棄物処理設備から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																												
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
主蒸気管破断	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。	中央制御室																												
反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	制御棒飛び出し 原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												
環境への放射性物質の異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設の破損 放射性気体廃棄物処理設備から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				大飯発電所3/4号炉				差異理由																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境への放射性物質の異常な放出</td> <td>破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td>使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>制御棒飛び出し</td> <td>上記、「制御棒飛び出し」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化</td> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>可燃性ガスの発生</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	環境への放射性物質の異常な放出	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	可燃性ガスの発生	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管破損</td> <td>破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。</td> <td>中央制御室 主蒸気・主給水管室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td>使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒飛び出し</td> <td>上記、「制御棒飛び出し」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化</td> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガスの発生</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室		可燃性ガスの発生	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	<p>記載表現の相違 ・女川は、添付1で記載。</p>
		項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																															
		環境への放射性物質の異常な放出	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室																																															
		燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																																															
		原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																															
		制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室																																															
		原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																														
		可燃性ガスの発生	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																															
		項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																															
		蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室																																															
燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																																																	
原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																																	
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																																																	
制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室																																																	
原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																																
	可燃性ガスの発生	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																								
	<p>表1 作業用照明の主な設置箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）	プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>表1 作業用照明の主な設置箇所（※まとめ資料に記載している表1を再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）	プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>記載表現の相違 ・女川は、添付1で記載。</p>
選定項目	設置箇所																										
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）																										
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																										
電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）																										
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）																										
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																										
選定項目	設置箇所																										
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）																										
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																										
電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）																										
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）																										
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3号/4号炉	差異理由																																																
	<p style="text-align: center;">別添資料2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 誘導灯及び非常灯についての規格基準等について</p> <p>1. 誘導灯の設置に関する規格基準等について 誘導灯は、消防法（制定 昭和23年7月24日法律代186号、以下「消防法」という。）、消防法施行令（制定 昭和36年3月25日政令第37号、以下「消防法施行令」という）及び消防法施行規則（制定 昭和36年4月1日自治省第6号、以下「消防法施行規則」という）に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に設置する。 これらの誘導灯は、消防法施行規則にて区分、等級が定められており、これに準拠して設置する。誘導灯に関する区分、等級と避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲となる当該誘導灯までの距離を表1.1に示す。泊発電所3号炉に設置する誘導灯はB級もしくはC級である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 誘導灯の区分・等級について</p> <table border="1" data-bbox="1012 1115 1745 1381"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>距離（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難口誘導灯</td> <td rowspan="2">A級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通路誘導灯</td> <td>A級</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消防法施行規則による区分、等級とは別に、誘導灯内の灯具の種類や構造の違いにより、直管蛍光灯やLED、コンパクトスクエア型や吊り下げ型があるが、日本照明工業会の規格である非常用照明器具技術基準（JIL5501）に適合した誘導灯を天井、壁等にボルト等で堅固に固定して設置している。 なお、誘導灯は換気空調に利いた屋内に設置するため、雨水等にさらされる環境下にはなく、また、通路誘導灯のうち、階段や傾斜路に設ける非常用照明については、踏面もしくは踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設ける。 内蔵する蓄電池は、消防法に準拠し20分間有効に点灯できる設計とする。 泊発電所3号炉で使用する誘導灯の仕様（例）を図1.1に示す。</p>	区分		距離（メートル）	避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60	避難の方向を示すシンボルのあるもの	40	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30	避難の方向を示すシンボルのあるもの	20	C級		15	通路誘導灯	A級	20	B級	15	C級	10	<p style="text-align: center;">別添資料2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号及び4号炉 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等について</p> <p>1. 誘導灯の設置に関する規格基準等について 誘導灯は、消防法（制定 昭和23年7月24日法律第186号、以下「消防法」という。）、消防法施行令（制定 昭和36年3月25日政令第37号、以下「消防法施行令」という）および消防法施行規則（制定 昭和36年4月1日自治省令第6号、以下「消防法施行規則」という）に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に通路誘導灯や避難口誘導灯を設置する。 これらの誘導灯は、消防法施行規則にて区分、等級が定められており、これに準拠して設置する。誘導灯に関する区分、等級と避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲となる当該誘導灯までの距離を表1.1に示す。大飯3号及び4号炉に設置する誘導灯はB級もしくはC級である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 誘導灯の区分・等級について</p> <table border="1" data-bbox="1843 1115 2576 1381"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>距離（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難口誘導灯</td> <td rowspan="2">A級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通路誘導灯</td> <td>A級</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消防法施行規則による区分、等級とは別に、誘導灯内の灯具の種類や構造の違いにより、直管蛍光灯やLED、コンパクトスクエア型や吊り下げ型等があるが、日本照明工業会の規格である非常用照明器具技術基準（JIL5501）に適合した誘導灯を天井、壁等にボルト等で堅固に固定して設置している。 なお、誘導灯は換気空調の利いた屋内に設置するため、雨水等にさらされる環境下にはなく、また、通路誘導灯のうち、階段や傾斜路に設ける非常用照明については、踏面もしくは踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設ける。 大飯3号及び4号炉で使用する誘導灯の仕様（例）を図1.1に示す。</p>	区分		距離（メートル）	避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60	避難の方向を示すシンボルのあるもの	40	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30	避難の方向を示すシンボルのあるもの	20	C級		15	通路誘導灯	A級	20	B級	15	C級	10	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、別紙1に記載。 ・泊は、別添資料2を追加して、誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。
区分		距離（メートル）																																																	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40																																																
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20																																																
C級		15																																																	
通路誘導灯	A級	20																																																	
	B級	15																																																	
	C級	10																																																	
区分		距離（メートル）																																																	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40																																																
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30																																																
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20																																																
C級		15																																																	
通路誘導灯	A級	20																																																	
	B級	15																																																	
	C級	10																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>誘導灯（コンパクトスクエア型）</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 100V 消費電力：1.4W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 2.4V 消費電力：1.4W 点灯時間：20 分間以上 <p>図 1.1 誘導灯（コンパクトスクエア型）について</p> <p>2. 非常灯の設置に関する規格基準等について</p> <p>非常灯は、建築基準法（制定 昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号、以下「建築基準法」という）及び建築基準法施行令（制定 昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号、以下「建築基準法施行令」という）に準拠し、安全避難通路の照明として非常灯を設置する。</p> <p>これら非常灯の照明は、非常用照明器具技術基準（JIL5501）に「適合」しており、標準的にかさ等を設置しており水に対する保護がされている。また、屋外に設置されるものについては防雨防湿型としている。</p> <p>図 2.1 に非常灯の仕様（例）について示す。</p>	<p>誘導灯（コンパクトスクエア型）</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 100V 消費電力：1.4W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 2.4V 消費電力：1.4W 点灯時間：20 分間以上 <p>図 1.1 誘導灯（コンパクトスクエア型）について</p> <p>2. 非常灯等の設置に関する規格基準等について</p> <p>建築基準法（制定 昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号、以下「建築基準法」という）及び建築基準法施行令（制定 昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号、以下「建築基準法施行令」という）に準拠し、安全避難通路の照明として非常灯を設置する。</p> <p>また、設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。</p> <p>これら非常灯等の照明は、非常用照明器具技術基準（JIL 5501）に適合しており、標準的にかさ等を設置しており水に対する保護がなされている。また、屋外に設置されるものについては防雨防湿型としている。図 2.1 に非常灯の仕様（例）について示す。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、別紙 1 に記載。 泊は、別添資料 2 を追加して、誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、別紙 1 に記載。 泊は、別添資料 2 を追加して、誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵照明</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 200V 消費電力：40W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 7.2V 消費電力：40W 点灯時間：30分間以上 <p style="text-align: center;">図 2.1 非常灯について</p> <p>照明器具の内蔵された蓄電池の容量は、照明の自己点検機能により、充電モニタの点灯等を確認する。もしくは電源供給元を非常用電源もしくは蓄電池に切替えるスイッチを用いて照明の点灯状態を確認することで健全性を確認することができる。</p> <p>また、使用する配線については、消防法及び建築基準法に準拠し耐火配線を使用する。</p> <p>照明器具の固定については、壁、天井等にボルト等を用いて堅固に設置する。</p> <p>内蔵する蓄電池は、建築基準法に準拠し30分間において有効に点灯できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵照明</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 200V 消費電力：40W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 7.2V 消費電力：40W 点灯時間：30分間以上 <p style="text-align: center;">図 2.1 非常灯について</p> <p>照明器具に内蔵された蓄電池の容量は、照明の自己点検機能により、充電モニタの点灯等を確認する、もしくは電源供給元を常用電源もしくは蓄電池に切替えるスイッチを用いて照明の点灯状態を確認することで健全性を確認することができる。</p> <p>また、使用する配線については、消防法及び建築基準法に準拠し耐火配線を使用する。</p> <p>照明器具の固定については、壁、天井等にボルト等を用いて堅固に設置する。</p> <p>また、中央制御室天井照明については、設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認することで、中央制御室内の下部に設置された上位クラスの施設である主盤等に対して、波及的影響を及ぼさないことを応力解析評価等により行なう。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、別紙1に記載。 泊は、別添資料2を追加して、誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、別紙1に記載。 泊は、別添資料2を追加して、誘導灯及び非常灯の規格基準について整理。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>運用, 手順説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: right;">別添資料3</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>技術的能力説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: right;">別添資料3</p> <p>大飯発電所3号及び4号炉</p> <p>技術的能力説明資料 安全避難通路等</p>	<p>・記載表現の相違。 ・泊は、別添資料1、別添資料2が追加となったため、別添資料から別添資料3に変更。</p> <p>記載表現の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">11条安全避難通路等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 設置許可基準規則第11条第三号 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源 (解説) 「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、発電用原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明(可搬型)の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮してもよい。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 設計基準事故が発生した場合に作業が必要な場所 安全施設が安全機能を損なわないために作業が必要な場所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>設計基準事故が発生した場合、安全施設が安全機能を損なわないために用いる照明及びその専用の電源を確保すること。</p> <p>外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を作業場所へ設置する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機から電力を供給する非常用照明、非常用照明兼直視照明及び直視照明の設置</p> <p style="text-align: center;">工</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>仮設照明による対応ができること。 (現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合)</p> <p>緊急時対策室での作業及び緊急時対策室内の可搬型照明保管場所への移動に必要な可搬型照明を配備</p> <p style="text-align: center;">保</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【仮設照明との対応】</p> <p>工：工図（基本設計方針、添付書類） 保：保安規定（下位文書含む） 検：核物質防護規定（下位文書含む）</p> <p>【添付六、八への反映事項】</p> <p>■：添付六、八に反映 □：当該条文中に反映しない (括弧文中での反映事項例)</p> </div> <p style="text-align: center;">11条-別添-1</p>	<p style="text-align: center;">11条 安全避難通路等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 【追加要求事項】 11条 安全避難通路等 「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、発電用原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮してもよい。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源の確保 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 外部電源喪失時および全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を設置する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合の仮設照明による対応 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> その他現場作業が必要となった場合に備え、可搬型照明を配備する。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用による対応 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 設備による対応 </div> </div>	<p style="text-align: center;">11条 安全避難通路等</p> <p style="text-align: center;">三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮してもよい。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源の確保</p> <p>外部電源喪失時および全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を設置する。</p> <p style="text-align: center;">作業用照明を設置（内蔵電池から給電）</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合の仮設照明による対応</p> <p>外部電源喪失時、夜間におけるタンクローリーの給油の際に可搬型照明を使用する。</p> <p style="text-align: center;">可搬型照明の配備</p> </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由																																																																																												
<p>運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1" data-bbox="118 283 845 850"> <thead> <tr> <th>設置許可基準 対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第11条 安全避難通路等</td> <td rowspan="2">非常用照明、直流照明 兼非常用照明及び直 流照明の設置</td> <td>運用・手順</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守・点検</td> <td>点検実施及び保守実施</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型照明の配備</td> <td>運用・手順</td> <td>緊急時対策として用いる可搬型照明は、必要時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・乾電池については、交換周期を定めて維持管理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保守・点検</td> <td>点検実施及び保守実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>11条-別添-2</p>	設置許可基準 対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第11条 安全避難通路等	非常用照明、直流照明 兼非常用照明及び直 流照明の設置	運用・手順	-	体制	-		保守・点検	点検実施及び保守実施	-		教育・訓練	-	-		可搬型照明の配備	運用・手順	緊急時対策として用いる可搬型照明は、必要時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・乾電池については、交換周期を定めて維持管理する。			体制	-			保守・点検	点検実施及び保守実施			教育・訓練	-	<p>技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <p>【11条 安全避難通路等】</p> <table border="1" data-bbox="979 357 1780 682"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転保安灯、無停電 運転保安灯を設置</td> <td>運用・手順</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守・点検</td> <td>運転保安灯及び無停電運転保安灯に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td>運転保安灯及び無停電運転保安灯に係る保守・点検に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型照明を設置</td> <td>運用・手順</td> <td>可搬型照明は、必要時、迅速に使用できるよう予め定められた所定の箇所に保管し、数量管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守・点検</td> <td>可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、数量管理を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td>可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	運転保安灯、無停電 運転保安灯を設置	運用・手順	-	体制	-		保守・点検	運転保安灯及び無停電運転保安灯に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。		教育・訓練	運転保安灯及び無停電運転保安灯に係る保守・点検に関する教育を実施する。	可搬型照明を設置	運用・手順	可搬型照明は、必要時、迅速に使用できるよう予め定められた所定の箇所に保管し、数量管理を行う。	体制	-		保守・点検	可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、数量管理を行う。		教育・訓練	可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。	<p>技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" data-bbox="1884 283 2552 1648"> <thead> <tr> <th>設置許可基準 対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第11条 安全避難通路 等</td> <td rowspan="2">作業用照明を設置</td> <td>運用・手順</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保守管理</td> <td>作業用照明に要求される機能を維持するため、定期的な点検や交換を実施するとともに、機能喪失時には補修を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td>作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">可搬型照明を設置</td> <td>運用・手順</td> <td>可搬型照明は、予め定められた所定の箇所に保管することとしており、必要時、迅速に使用するとともに、数量管理を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保守管理</td> <td>可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、機能喪失時には補修を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td>可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準 対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第11条 安全避難通路 等	作業用照明を設置	運用・手順	-	体制	-			保守管理	作業用照明に要求される機能を維持するため、定期的な点検や交換を実施するとともに、機能喪失時には補修を行う。			教育・訓練	作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。		可搬型照明を設置	運用・手順	可搬型照明は、予め定められた所定の箇所に保管することとしており、必要時、迅速に使用するとともに、数量管理を行う。		体制	-			保守管理	可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、機能喪失時には補修を行う。			教育・訓練	可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を行う。	<p>運用の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、作業用照明、可搬型照明の教育・訓練に関して記載されていない。(10.11.4 手順等も同様。) ・泊は、保守管理等の教育・訓練を実施する旨を記載。(10.11.4 手順等も同様。)
設置許可基準 対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																												
第11条 安全避難通路等	非常用照明、直流照明 兼非常用照明及び直 流照明の設置	運用・手順	-																																																																																												
		体制	-																																																																																												
	保守・点検	点検実施及び保守実施	-																																																																																												
	教育・訓練	-	-																																																																																												
	可搬型照明の配備	運用・手順	緊急時対策として用いる可搬型照明は、必要時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・乾電池については、交換周期を定めて維持管理する。																																																																																												
		体制	-																																																																																												
		保守・点検	点検実施及び保守実施																																																																																												
		教育・訓練	-																																																																																												
対象項目	区分	運用対策等																																																																																													
運転保安灯、無停電 運転保安灯を設置	運用・手順	-																																																																																													
	体制	-																																																																																													
	保守・点検	運転保安灯及び無停電運転保安灯に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																													
	教育・訓練	運転保安灯及び無停電運転保安灯に係る保守・点検に関する教育を実施する。																																																																																													
可搬型照明を設置	運用・手順	可搬型照明は、必要時、迅速に使用できるよう予め定められた所定の箇所に保管し、数量管理を行う。																																																																																													
	体制	-																																																																																													
	保守・点検	可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、数量管理を行う。																																																																																													
	教育・訓練	可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。																																																																																													
設置許可基準 対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																												
第11条 安全避難通路 等	作業用照明を設置	運用・手順	-																																																																																												
		体制	-																																																																																												
		保守管理	作業用照明に要求される機能を維持するため、定期的な点検や交換を実施するとともに、機能喪失時には補修を行う。																																																																																												
		教育・訓練	作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。																																																																																												
	可搬型照明を設置	運用・手順	可搬型照明は、予め定められた所定の箇所に保管することとしており、必要時、迅速に使用するとともに、数量管理を行う。																																																																																												
		体制	-																																																																																												
		保守管理	可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、機能喪失時には補修を行う。																																																																																												
		教育・訓練	可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を行う。																																																																																												